

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	18 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	57 件
国民年金関係	33 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年10月まで  
② 昭和54年10月から55年3月まで  
③ 昭和55年8月から57年12月まで

申立期間①については、嫁ぎ先のA市において、義母が、私の国民年金加入手続及び保険料の納付をしてくれていた。義母は、「あなたのために年金に入ったよ。」と言ってくれ、集金人が家に来て、細長いシールのような物を貼っている手帳を見せてもらった覚えがある。年金特別便を見て、この期間が未加入とされていることに気付いた。

申立期間②については、納付書を発行してもらっていたと記憶しており、そのような期間については必ず自分で納付していたはずである。

申立期間③については、納付書の発行をしてもらった記憶が無く、納付したかどうか記憶は曖昧ではあるが、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において納付の記録が確認できる。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間②の前後の期間において、国民年金保険料を現年度納付していることが、申立人が所持する領収書又は社会保険事務所の特殊台帳で確認できる上、当時居住していたC市では、国民年金被保険者に対し、年度当初に12か月分の納付書を送付していたとしていることから、申立期間②の納付書を受け取っていた申立人が、申立期間②の保険料だけを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和37年1月から42年10月までの期間については、申立人は、義母が国民年金加入手続及び保険料納付をしてきていたとしているが、社会保険事務所の記録から、B市で資格を取得された申立人の国民年金被保険者資格は、37年12月に資格を喪失されていることが確認できるところ、同年12月から44年4月にA市で任意加入被保険者資格を取得するまでの期間は、国民年金に未加入であり、制度上保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、昭和37年1月から42年10月までの期間に係る国民年金保険料納付には関与していないとしており、保険料納付等を行ったとする申立人の義母は死亡しているため、当時の保険料納付状況等は不明である。

さらに、申立期間③においては、申立人は、戸籍の附票から、C市及びD市に居住していたことが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更欄に両居住地への住所変更の記載は無く、C市の前に居住していたE市に居住していた記録となっている。このことから、申立人は、C市及びD市において国民年金の住所変更手続を行っておらず、両市は、申立人に保険料納付書を送付することができなかったと考えられ、申立人自身も、申立期間③当時に、納付書の発行をしてもらった記憶が無く、納付の有無についての記憶も曖昧である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和36年4月から同年12月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月  
② 平成3年9月  
③ 平成11年7月から12年2月まで

私は20歳前、厚生年金保険に加入していたが、結婚のため会社を退職し国民年金の加入手続をした。

平成元年9月にA市役所において婚姻届を提出する時に、同時に国民年金の加入手続と第3号被保険者の届出をした。その際に市役所職員から1か月だけ未納期間が発生すると言われたので、その1か月の保険料を納付した。

また、平成3年9月に前夫の転職に伴い、同市役所において第3号被保険者の切替手続を行ったが、前回と同様に1か月の未納期間が発生することを聞かされたので、私はその場で1か月の保険料を納付した。

さらに、平成11年7月に離婚したため、B市C区役所に離婚届を提出する際に、同時に第1号被保険者への切替手続を行ったが、これから母子家庭となるので納付が困難になることを窓口で相談したところ、同区役所職員から免除申請ができることを聞かされたので、私はその場で免除申請の手続を行った。

以上の事情にもかかわらず、申立期間①及び②については納付したはずの保険料が未納とされており、また、申立期間③については申請免除期間とされていないのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で婚姻届を提出した際、国民年金の加入手続と第3号被保険者の届出を行うとともに、申立期間①の保険料を納付したと申し立ててい

るところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、前後の記号番号の被保険者記録などから平成3年7月23日ごろであったと推定でき、この払出時点において、申立期間①に係る保険料は過年度納付することが可能であるところ、申立人は、同市役所において手書きの納付書を受け取り、別の窓口で納付したと陳述しているところ、A市役所によると、当時過年度保険料の納付を希望する人には、窓口で手書きの納付書を発行し、金融機関の窓口で納付するよう案内していたとしており、申立内容は当時の同市役所における手続の実情と符合し、その内容に不自然な点は見当たらず、申立人は申立期間①の保険料を納付したと考えるのが自然である。

次に、申立期間②について、申立人は平成8年7月3日付けで、3年9月16日にさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者へ、同年10月1日に第1号被保険者から第3号被保険者へ、それぞれ種別変更の手続を行っており、当該手続により申立期間②が第1号被保険者期間となったことが確認できるが、この時点において申立期間②に係る保険料は時効により納付できない。

なお、A市の平成4年5月20日作成の国民年金保険料収滞納一覧表をみても、その作成時点において申立人は第3号被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人から保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできなかった。

次に、申立期間③について、申立人はC区役所へ離婚届を提出する際に、第1号被保険者への種別変更の手続を行うとともに免除申請手続も行ったと申し立てしているところ、オンライン記録によると、申立人は平成12年4月17日付けで、11年7月の離婚時までさかのぼって第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更したことが確認でき、当該日までは第3号被保険者のままであったとみられ、第3号被保険者は制度上免除申請の対象外であることから、離婚日に免除申請の手続を行ったとする申立人の陳述内容と矛盾する。

このほか、申立人が離婚日において第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続及び免除申請の手続を行ったことを裏付ける関連資料や周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで

時期は定かではないが、兄がさかのぼって保険料を納付することができるということを教えてくれたので、A市役所に行き、私が自身と兄の国民年金の加入手続を行った。

その後、どれだけの期間かは覚えていないが、私が自身と兄の二人分の保険料をさかのぼって納付した。

納付額は1人3万円程度であったと記憶している。

未納期間があることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄の分と一緒に二人分の国民年金への加入手続を行うとともに、二人分の保険料をさかのぼって納付したのに、申立期間について未納とされているとして申し立てている。

そこで、申立人の保険料の納付状況をみると、申立期間後の昭和51年4月から、厚生年金保険の被保険者となる平成6年1月までの期間について未納期間は無く、208か月については付加保険料も納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金への加入時期をみると、申立人の手帳記号番号は、昭和51年6月30日に、その兄と連番で払い出されている上、その兄の49年4月から51年3月までの期間の保険料は、過年度納付されていることが確認できることから、その兄の国民年金への加入手続も一緒に行い、さかのぼって保険料を納付したとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は、さかのぼって納付した保険料は3万円ほどであったとし

ているところ、申立人の兄と同様に昭和49年4月までさかのぼった場合の保険料額は2万4,600円であり、おおむね申立人の陳述と符合する。

一方、申立期間のうち、昭和46年9月から49年3月までの期間は、特例納付によることとなるが、申立人の手帳記号番号が払い出された時期は特例納付期間では無い上、申立人が当該期間に係る保険料を特例納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、その兄と同じ時期だけさかのぼって保険料を納付したと陳述しているところ、当該期間は、その兄も未納である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から47年3月まで

国民年金保険料に関し意識が高かった母の影響から、会社を辞めた際にA市役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で保険料を納付した。

私の性格上、保険料を納付していたと思うので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の昭和47年4月から平成13年12月までの間において未納期間は無く、納付日の確認できる168か月のうち、150か月については期限内納付していることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和47年10月13日に発行されていることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和47年4月から同年10月までの期間の保険料を、同年10月23日にB銀行C支店で一括納付していることが確認でき、同銀行において過年度保険料を納付することが可能であるほか、申立人の納付意識の高さを鑑みれば、現年度保険料の納付に際し、申立期間の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である上、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和37年12月ごろにA市B区で夫婦共に夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、保険料については私が夫と夫婦二人分をずっと納付していた。

しかし、申立期間の保険料が夫婦共に未納であったため、当初は夫のみが特例納付の制度を利用して保険料を納付した。その後、私は30年ほど前に特例納付により保険料を納付したが、当時、約10万円を私の預金口座から引き出して、A市B区役所の窓口で現金で納付したと記憶している。

ところが、納付記録をみると申立期間の保険料について、夫は納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間を除き満60歳に到達するまでの期間の保険料を完納しており、その後も任意加入し保険料を納付している期間もみられることから、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は約30年前に特例納付において申立期間の保険料を納付したと陳述しているところ、30年前の昭和54年ごろは第3回特例納付の実施期間中であり、申立人は当時強制被保険者であり、申立期間の保険料を特例納付することは可能であった。

さらに、申立人は特例納付した金額について、約10万円であったとすると、申立期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は9万6,000円となり、納付したとする金額とおおむね符合する。

加えて、申立人は、当初は申立人の夫のみが特例納付したとするところ、特殊台帳によると当時同居していた申立人の夫は、第2回特例納付実施期間中に特例納付していることが確認できる。

このほか、申立人の特例納付に関する陳述は具体的であり、申立人の納付意識の高さを勘案すれば、夫婦二人分の保険料納付を担っていた申立人が、夫の未納期間の保険料を特例納付しながら、自身の保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から53年3月まで

父親が私の国民年金の加入手続をして、保険料も代わりに納付してくれていた。未納について一度の催促も無く、請求も無かったのに、平成19年7月ごろに社会保険事務所に行き、未納であることを知らされた。父親は亡くなり、詳細は分からないが、集金人が定期的に自宅へ集金に来てくれていたと記憶しており、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会判断の理由

申立人は、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、父親が定期的に集金人に保険料を納付してくれていたと申し立てている。

そこで、申立人及びその父親の保険料の納付状況をみると、申立人は申立期間を除き未納期間は無く、31年間にわたり保険料を納付しており、その父親は昭和36年4月の国民年金制度の発足時から満60歳に到達するまでの期間の保険料を完納していることから、申立人及びその父親の保険料の納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月25日に払い出されていることが同払出簿から確認でき、申立人は、この時期に資格取得日に当たる52年6月から同年10月までの期間の保険料を一括して現年度納付するとともに、申立期間直後の昭和53年度の保険料を前納していることがA市の被保険者台帳によりそれぞれ確認できることから、これらの期間と連続する申立期間の保険料だけを納付しないのは不自然である上、当時、申立人の保険料の納付を担っていた申立人の父親の納付意識の高さを勘案すると、申立期間の保険料についても合わせて現年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間についての保険料月額、前納された昭和 53 年度の月額（前納の年額 3 万 1,970 円を 12 か月で除した場合の額）より安価であり、また、時効の到来が早いことから、申立期間の保険料について納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで  
65歳になり裁定請求に行ったとき、初めて申立期間が未納とされていることを知りました。保険料は銀行で納めており、昭和51年からの任意加入期間はすべて納付済みなのに、強制加入期間に未納期間があることは信じられません。

役所の対応は「領収書がなければだめ。」の一点張りで「後日、領収書が見つかったらどうされますか。」と言うと「すいませんというだけです。」という答えでした。

未納期間があれば督促状が届くと思いますが、督促状がくれば私は必ず納めています。申立期間が未納とされていることに納得がいきません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立人は、昭和51年に国民年金に任意加入し、申立期間以外に未納期間は無く、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の前後の期間はいずれも現年度納付されており、申立人は、当時生活に特段の大きな変化も無かったとしている。

さらに、申立期間については、平成2年9月10日に過年度納付書が発行されていることが確認できるが、引き続き未納であった場合発行されたと思われる平成3年度には、過年度納付書が発行されていない。

加えて、申立期間直後の平成2年4月から同年12月までの期間の保険料は、3年4月30日に現年度納付されていることが確認できるが、納付日からすると申立期間の保険料は過年度納付することが可能である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び同年11月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月及び同年11月

昭和53年9月にA市で国民年金に加入し、56年10月に結婚しB市に転居しました。

転居後も保険料の支払請求書が送られてくるものと思っていましたが、なかなか送られてこなかったため、昭和57年8月にB市役所に行き記録を調べてもらい、56年12月から57年3月までの4か月及び同年4月から同年9月までの6か月の納付書をつくってもらい保険料を納付しました。

昭和56年10月及び同年11月の保険料が未納とされていますが、未納の請求があれば必ず納めているはずなので、納得がいきません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録をみると、申立期間を除き未納期間は無く、自ら市役所に赴き未納期間の保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立期間は2か月と短期間である上、申立期間の前後の期間の保険料はいずれも納付済みとなっている。

さらに、当時の過年度保険料の取扱いとしては、社会保険事務所から未納者に対して、少なくとも1回は納付書を発行することとされており、申立人は申立期間に係る納付書を受領していたと考えられるところ、申立人の納付意識の高さを勘案すれば、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

義父が亡くなり、夫（死亡）が工場を継ぎ事業主となったため、厚生年金保険を脱退したので、A市で国民年金の加入手続をした。以後、集金人に夫の分と一緒にずっと夫婦二人分の保険料を納付してきた。納付した際の領収証は残っていないが、工場の経営も順調で、生活に大きな変化も無かったのに、申立期間の 1 年だけが未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年に国民年金に加入して以降、口座振替による納付を開始した 57 年 4 月の前月の保険料までを夫の分と一緒に夫婦二人分を集金人に継続して納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金記録をみると、昭和 53 年 5 月 2 日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できるほか、同年 4 月からの保険料を現年度納付していることが確認できる。また、申立期間後の 57 年 4 月からの保険料は、口座振替により納付していることが A 市の被保険者台帳から確認でき、この口座振替の手続が行われた時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

また、申立期間の前後の加入期間において、国民年金保険料は納付済みとされているが、申立期間の前後を通じて申立人家族の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間（昭和 56 年度）のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、市の被保険者台帳をみると、申立人及びその夫は国民年金手帳記号番号の払出日以降、申立期間を除いて未納期間は存在しないほか、その納付期

間のほとんどが現年度納付となっているなど、夫婦の納付意識の高さを鑑<sup>かんが</sup>みると、申立期間の保険料を継続的に納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、結婚後、夫が厚生年金保険に加入していたため国民年金に加入していなかったが、老後について夫婦で話し合った結果、国民年金に任意加入することにした。加入手続は、昭和49年1月に私自身がA市役所で行った。

申立期間の国民年金保険料は、私が、3か月ごとに、現金で集金人に納付した。私が所持している国民年金手帳の昭和49年度印紙検認記録欄に「規則による検認、昭和49年4月から50年3月まで納付済」と記載があるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、昭和49年1月19日に国民年金に任意加入していることが市の被保険者名簿から確認でき、加入後の保険料は申立期間の3か月を除き、61年4月に3号被保険者となるまですべて納付しているほか、付加保険料を納付するなど申立人の納付意識が高かったものと考えられる。

そこで、市及び社会保険庁の記録をみると、申立期間についていずれの記録も未納とされているが、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和49年度印紙検認記録欄に「規則による検認、昭和49年4月から50年3月まで納付済」と記載がなされ、同年度の国民年金印紙検認台紙が検認印で割印された後に切り取られている。この割印は市の窓口のものであり、昭和50年6月に、市の職員が申立期間の納付記録を確認した上で押印したものとするのが自然である。

これらの点を踏まえると、市が申立人の国民年金手帳に申立期間の保険料を納付済みと記載しながら市の収納記録を未納としていることについて、何らかの事務的過誤があったと考えざるを得ず、被保険者名簿に収納事実を記録する

際、現年度保険料となる申立期間について、納付事実の記載が漏れたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から同年9月まで

私は、昭和50年に国民年金に任意加入して、国民年金保険料を納付していたが、社会保険事務所で年金記録を確認してもらったところ、57年7月から同年9月までの保険料が未納であり、同年10月に国民年金をやめていると言われた。

国民年金をやめた理由は今では思い出せないが、加入していた期間の保険料は納付していると思う。

当時、未納の通知などは無く、納付書があれば当然納付していたはずなのに、未納とされているのが納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金に任意加入しており、申立期間を除いて、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納期間は無い。

また、国民年金加入時から申立期間まで7年6か月の保険料は、遅れることなく現年度納付されている。さらに、A市は、申立期間当時、被保険者に対して、毎年4月に1年分の現年度保険料の納付書を送付していたとしており、申立人は申立期間を含む昭和57年度の納付書を所持していたものと考えられるところ、申立期間の直前の昭和57年4月から同年6月までの保険料は現年度納付されている。

加えて、申立期間は3か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から51年12月まで

私は、会社を退職後すぐの昭和50年11月にA市役所B支所で、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は加入当初から失業給付の受給が終わるころまで、B支所の窓口で複写式になった薄い紙の納付書を持って納付に行っていた。その後、アルバイトを始めて支所に行けなくなったので、口座振替で納付するようにしたと思う。

私は、年金に空白期間を作ってはいけないと思い、会社を退職後すぐに国民年金に加入して保険料を納付しているはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料に未納は無く、厚生年金保険との種別変更も適切に行われていることから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、A市は、申立期間当時は同市B支所においても、国民年金の加入手続及び保険料の徴収を行っていたとしている上、加入手続を行った強制加入被保険者に対しては、加入手続が年度途中であっても現年度の4月以降の納付書を発行していたとしており、納付書の体裁を含めて申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は、昭和51年11月30日に作成されているが、A市では、同名簿は被保険者の加入手続を受けて市役所内の事務処理後に作成されるものであり、作成日からすると申立人の加入手続は同年10月下旬から同年11月上旬のころになされたものと考えられるとし

ており、また、同名簿の欄外に押印されている「51.12」については、保険料納付の口座振替の申込年月を表すとしていることから、申立人の記憶は曖昧ながら、申立期間当時に、申立人が国民年金の加入手続等のために、A市役所B支所に複数回赴いたことが推認され、口座振替を始めるまで同市役所同支所の窓口で保険料を納付したとする申立人の主張は信憑性がある。

加えて、納付意識の高い申立人が、A市役所B支所で納付書を受け取りながら、昭和51年4月から同年12月までの現年度保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和50年12月から51年3月までの期間の保険料は、国民年金加入時において既に過年度保険料であり、申立てのように市役所や支所において納付することはできない。

また、過年度保険料の納付書の交付や、金融機関での納付等に関する申立人の記憶は曖昧であり、このほか昭和50年12月から51年3月までの期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月から9年6月まで

私は、平成8年9月に会社を退職して9年7月に再就職するまでの間、国民年金保険料を納付しておかなければならないと思い、A市役所から送られてきた納付書を毎月市役所に持参して、月額1万3,000円ぐらいの保険料を納付した。

申立期間の保険料は納付したので、納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記録をみると、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人に係るA市の検認得喪納付記録には、平成8年9月26日に、国民年金の加入資格を再取得した記載があり、市は、これについて、申立人が市の窓口で厚生年金保険からの種別変更を行ったと思われ、このような場合、市では被保険者データを作成してから被保険者に対して納付書を郵送していたとしており、申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料は月額1万3,000円ぐらいだったと陳述しているところ、申立期間の保険料は平成8年9月から9年3月までは月額1万2,300円で、9年4月から同年6月までは月額1万2,800円であり、申立人の陳述とおおむね符合している。

加えて、申立期間は10か月と短期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和42年1月から同年3月まで  
③ 昭和47年10月から48年12月まで

私は、時期は定かでないが国民年金制度発足後しばらくたってから、老後の保障を求め、妻と一緒に夫婦二人分の国民年金に加入した。

加入手続は自宅兼店舗でA市役所から加入勧奨に来た集金人に私が行った。

私は、妻が加入当初、毎月若しくは2か月ごとに集金人に国民年金保険料を納付していたことを覚えている。その後、時期は定かでないが納付書が郵送されるようになり、現金を添えて金融機関で納付したと記憶している。

申立期間について、納付記録が無く未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたとすると、申立期間前後の昭和41年7月から同年12月まで及び42年4月から47年9月までの期間の夫婦二人分の保険料は現年度納付されていることがA市の被保険者名簿から確認できる。

また、申立人は、申立期間の前後に転居・転職等生活上の変化は無かったとしているところ、申立期間は3か月と短期間であり、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年

9月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号を使用して申立期間①の保険料を現年度納付することはできず、一部期間は、制度上、過年度納付することもできない。

また、上述の国民年金手帳記号番号以外の別の手帳記号番号が存在する可能性について、複数の別読み氏名検索及び申立期間に係る手帳記号番号払出簿の内容を調査、確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間③については、上述のA市の名簿及び社会保険庁の特殊台帳に納付を示す記載は無く、申立期間直後の昭和49年1月から50年12月までの保険料が、昭和51年度中に過年度納付されたことが特殊台帳に記されていることが確認できる。このため、申立期間③の保険料については、制度上、時効により納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③のうち、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から49年5月まで

国民年金保険料の納付については、妻にすべて任せていたので私は関与していないが、妻が、自宅に来ていた集金人に、妻と私の夫婦二人分の国民年金保険料を昭和36年から納付していたので、申立期間①の保険料も妻が納付したと思う。

昭和48年末又は49年始めごろに、A市から転出した際、年金の住所変更手続は行わなかったと思うが、妻はきっちりした性格であり、保険料をすべて納付していたと思うので、申立期間②の保険料も納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金保険料の納付はすべて妻に任せていたとするところ、申立人の保険料は、申立期間①及び②を除き、昭和36年4月からの国民年金加入期間に未納は無く、また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の保険料も同様に納付されており、申立人の妻の納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間①は、3か月と短期間であり、申立人は、申立期間①の前後の生活状況に変化は無かったと陳述しており、申立期間①前後の保険料は現年度納付されている。

一方、申立期間②について、申立人は、申立期間中の昭和48年末又は49年初めごろに、A市からB市に転居して就職した。ただし、事情があつて住民票は、後日居住していないC市に異動し、その時、国民年金に係る住所変更手

続はしなかったが、申立人の妻は引き続き保険料を納付していたはずだと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳には、申立期間②に係る保険料が納付されたことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は無い上、特殊台帳には、昭和51年7月付けで、A市からC市へ住民票の異動が行われたことが発見されたため、A市を所管する社会保険事務所から、C市を所管する社会保険事務所に当該台帳が職権により移管されたことが記載されており、申立期間②の当時、転居先において申立人の妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付することはできなかったと考えるのが自然である。

また、申立人の妻は病気のため、申立期間②当時の保険料納付状況を聴取することができず、このほか、申立期間②の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年10月から49年5月まで

私は、自宅に来ていた集金人に、私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料を昭和36年から納付していたので、申立期間①の保険料も納付した。

昭和48年末又は49年始めごろにA市から転出した際、年金の住所変更手続は行わなかったと思うが、保険料をすべて納付していたと思うので、申立期間②の保険料も納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料は、申立期間①及び②を除き、昭和36年4月からの国民年金加入期間に未納は無く、また、申立人が納付していたとする申立人の夫の保険料も同様に納付されており、申立人の納付意識が高かったと考えられる。

また、申立期間①は、3か月と短期間であり、申立人の夫は、申立期間①の前後の生活状況に変化は無かったと陳述しており、申立期間①前後の保険料は現年度納付されている。

一方、申立期間②について、申立人の夫は、申立期間中の昭和48年末又は49年初めごろに、A市からB市に転居して就職した。ただし、事情があつて住民票は、後日、居住していないC市に異動し、その時、国民年金に係る住所変更手続はしなかったが、申立人は引き続き保険料を納付していたはずだと申し立てている。

しかし、申立人の国民年金記録をみると、A市の申立人に係る国民年金被保

険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳には、申立期間②に係る保険料が納付されたことを示す事蹟<sup>じせき</sup>は無い上、特殊台帳には、昭和 51 年 5 月付けで、A 市から B 市へ住民票の異動が行われたことが発見されたため、A 市を所管する社会保険事務所から、C 市を所管する社会保険事務所に当該台帳が職権により移管されたことが記載されており、申立期間②当時、転居先において申立人が夫婦二人分の保険料を集金人に納付することはできなかったと考えるのが自然である。

また、申立人は病気のため、申立期間②当時の保険料の納付状況を聴取することができず、このほか、申立期間②の保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③のうち、昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料は納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年3月まで  
② 昭和60年7月から同年9月まで  
③ 平成9年5月  
④ 平成9年7月  
⑤ 平成10年2月  
⑥ 平成16年1月

昭和53年7月ごろに母が国民年金の加入手続をし、その時に保険料を父の預金口座から口座振替する手続をしてくれ、すべての期間を口座振替で納めてきた。口座振替で継続して納付してきたので間違いないはずで、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①についてみると、申立人は直前の6か月間の国民年金保険料を昭和54年8月及び同年11月にそれぞれ3か月ずつ過年度納付していることが、社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保険者台帳の記録から確認できる。また、これら過年度保険料の納付書は、54年8月8日に申立期間に係る3か月と併せて市により計3枚発行されていることが、市の被保険者台帳の記録より確認できることから、申立期間についても同様に過年度納付は可能であった。

次に、申立期間②についてみると、昭和60年1月から同年3月までの3か月を同年11月に、また58年4月から59年3月までの1年分を同年12月に、それぞれ過年度納付していることが市の被保険者台帳の記録から確認でき、当時は過年度保険料について催告がなされていたものと推定できる。この場合、申立人はこの期間についても同様に過年度保険料の納付書を入手していた可

能性が高い。

これらの点を踏まえると、申立期間①及び②については、催告を受けた申立人の母親により過年度納付がなされていた可能性は否定できない。

次に、申立期間③、④及び⑤についてみると、申立人は、昭和60年10月の保険料から父親名義の口座からの振替により納付を開始したことが市の被保険者台帳の記録から確認できる。一方、銀行の記録によれば、これら期間について、父親の口座はいずれの月の振替日にも残高不足の状態であったため振替不能であったことが確認でき、これら期間について、父親名義の口座から振替により納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、これら申立期間③、④及び⑤は基礎年金番号制度導入後の近接した時期に当たっており、行政側が連続して誤った事務処理を行うとは考え難い。

さらに、申立期間⑥についてみると、口座振替実施日である平成16年3月1日より前の同年2月9日に、口座振替解約届が銀行に提出されていたため振替できていないことが銀行の記録から確認でき、この点においても、申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間③、④、⑤及び⑥の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び60年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和50年ごろに未納の通知がきた際、昔、母から「年金をちゃんと掛けておきなさい。」と言われたことを思い出し、私が夫婦二人分の過去の未納保険料をさかのぼって納付した。

その時以降も、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたにもかかわらず、夫が納付済みなのに、私だけが1年間未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年ごろ、夫婦二人分の過去の未納保険料をさかのぼって納付し、それ以降も、申立人が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の所持する夫婦二人分の領収証書をみると、申立人については、昭和44年6月から、夫については、40年4月から、それぞれ申立期間直前の50年3月までの期間の未納保険料を、同年10月及び同年12月に、特例納付を含む過年度納付書によりさかのぼって納付しているとともに、申立期間直後である昭和51年度から53年度までの保険料を、夫婦共に夫婦二人分を現年度により納付していることが確認できる。

また、社会保険庁の納付記録をみると、申立人は、20歳から60歳期間満了まで、申立期間を除き保険料を完納し、夫は厚生年金保険離脱後の昭和40年4月以降、60歳期間満了まで保険料を完納していることから、将来夫婦共に満額の年金を受けようとする申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする夫の申立期間に係る保険料は、納付済みであることから、申立人のみ申立期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年9月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和41年4月から42年9月まで  
③ 昭和60年4月から64年1月まで

私は、妻の弟の勧めにより、夫婦二人で国民年金に加入した。加入当初は妻の弟から免除申請しておくように言われたが、何年かして、妻の弟から、やはり保険料を納付するのが正しいと追納を指示されたので、妻が区役所で追納の手続を行った。

それ以来、妻が夫婦二人分の保険料を集金人に納付するとともに、過去の免除期間に対して、1年単位ぐらいで毎年追納してきた。特に昭和60年から4年間は、妻が定期的に納付してきたことをはっきり覚えている。

支払いが苦しい時は、妻の弟から援助してもらって支払ってきたのに、申立期間が免除のままにされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の妻は、申立期間③以外は、集金人に保険料を納付するとともに、過去の免除期間に対して、1年単位ぐらいで毎年保険料を追納してきたと陳述している。

申立人の妻が、免除期間である申立期間①の保険料を追納するためには、少なくとも10年後の昭和48年3月以前に追納を開始する必要があるが、申立人夫婦に国民年金の加入を勧め、免除や追納を指示したとする妻の弟は既に亡くなっており、夫婦二人が追納を開始した当時の事情等は不明であり、また、その時期を特定することもできない。

一方、申立期間②についてみると、申立人の特殊台帳により追納日が確認できる昭和40年4月から50年3月までの10年間の免除期間のうち、申立期間



②の1年6か月を除き、それぞれ約10年後の同年11月から59年2月までの期間内に、1年単位で保険料を追納していることが分かる。

また、これらの追納保険料と同時に、昭和50年4月から54年12月までの期間は、現年度で保険料を納付し、未納となった55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、後に過年度納付することにより未納解消の努力を行っていることが確認できるなど、この時期、将来の受給年金額を見据えた申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、昭和56年1月から58年3月までの期間は、記録上、法定免除であり、以後60歳期間満了まで申請免除期間となっているが、この期間内においても、保険料を追納していることから、支払いが苦しい時は、妻の弟の援助により保険料を納付したとする申立内容を裏付けている。

加えて、申立期間②前後の保険料を追納していることなどを踏まえると、申立人の妻は、申立期間②の保険料を追納していたものとみるのが自然である。

申立期間③について、申立人の納付記録をみると、昭和56年1月から60年3月までの免除期間に対して、申立期間③の期間内である61年11月から申立人が60歳の期間満了を迎える直前の63年11月までの期間において、毎月定期的に保険料を追納していることが確認できることから、申立人の妻が60年以降は定期的に保険料を納付してきたとする記憶は、当該免除期間に対する保険料の追納であったものと考えられる。

また、申立人の妻が、免除期間である申立期間③の保険料を追納するためには、申立人が60歳の期間満了を迎えた平成元年2月以降も引き続き追納しなければならないが、申立人の妻はその記憶は無いと陳述している。

さらに、申立人の妻は、申立期間③内において保険料を追納した以外に、申立期間③の保険料を同時に現年度納付していたかどうかについて記憶が定かでないとして陳述しているほか、申立人の妻が申立期間③の保険料を納付または追納していたことを示す関連資料も周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年9月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年9月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和41年4月から42年9月まで

私は、弟の勧めにより、夫婦二人で国民年金に加入した。加入当初は弟から免除申請しておくように言われたが、何年かして、弟から、やはり保険料を納付するのが正しいと追納を指示されたので、私が区役所で追納の手続を行った。

それ以来、私が夫婦二人分の保険料を集金人に納付するとともに、過去の免除期間に対して、1年単位ぐらいで毎年追納してきた。

支払いが苦しい時は、弟から援助してもらって支払ってきたのに、申立期間が免除のままにされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人は、集金人に保険料を納付するとともに、過去の免除期間に対して、1年単位ぐらいで毎年保険料を追納してきたと陳述している。

申立人が、免除期間である申立期間①の保険料を追納するためには、少なくとも10年後の昭和48年3月以前に追納を開始する必要があるが、申立人夫婦に国民年金の加入を勧め、免除や追納を指示したとする申立人の弟は既に亡くなっており、夫婦二人が追納を開始した当時の事情等は不明であり、また、その時期を特定することもできない。

一方、申立期間②についてみると、夫婦二人分を一緒に追納してきたとする夫の特殊台帳により追納日が確認できる、昭和40年4月から50年3月までの10年間の免除期間のうち、申立期間②の1年6か月を除き、それぞれ約10年後の同年11月から59年2月までの期間内に、1年単位で保険料を追納してい

ることが分かる。

また、これらの追納保険料と同時に、昭和50年4月から54年12月までの期間は、現年度で保険料を納付し、未納となった55年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、後に過年度納付することにより未納解消の努力を行っていることが確認できるなど、この時期、将来の受給年金額を見据えた申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、昭和56年1月から58年3月までの期間は、記録上、法定免除であるが、この期間内においても、保険料を追納していることから、支払いが苦しい時は、弟の援助により保険料を納付したとする申立内容を裏付けている。

加えて、申立期間②前後の保険料を追納していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間②の保険料を夫と一緒に夫婦二人分を追納していたものとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年4月から42年9月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年3月まで  
② 昭和58年4月から60年3月まで  
③ 昭和60年7月  
④ 昭和61年4月から平成元年3月まで  
⑤ 平成3年2月及び同年3月

A市に居住し自営を始めて2年から3年たったころの26歳から27歳の時に国民年金の加入を勧められ、その際、自分自身の老後はもとより、今の老人のためでもあると言われ、社会人として少しでも役に立てればと思い、加入した。

しかし、社会保険庁の記録では申立期間の国民年金記録が未納又は免除とされており、納得できない。

昭和58年4月から60年3月まで(申立期間②)、及び61年4月から平成元年3月まで(申立期間④)の保険料は、市役所から送られてきた納付書綴りにより、定期的にB銀行C支店の窓口で納付書により納付していたはずである。

また、この時期に、免除された昭和53年4月から56年3月まで(申立期間①)の保険料を市役所から送られてきた納付書で追納していたはずであり、同じく免除された60年7月(申立期間③)の保険料についても追納したと思う。

さらに、平成3年2月から同年3月まで(申立期間⑤)の保険料は、口座振替で納付していたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、免除された申立期間③を追納し、口座振替によって申立期間⑤を

納付していたと申し立てている。

そこで、免除された申立期間③については、社会保険庁の追納申出記録をみると、申立期間③を含む昭和60年4月から61年3月までの保険料について、平成6年12月9日に追納申出され、このうち、申立期間を除く10か月の追納保険料を分割納付し、納付期限後に納付した60年4月の保険料の還付を受けている。この点を踏まえ、この間の申立人の納付意識の高さを鑑みれば、前後期間と同様に申立期間③の保険料も追納がなされたと考えるのが自然である。

次に、申立期間⑤について、A市の電算記録では、その直後の平成3年4月から口座振替開始となり、社会保険庁の電算記録からは、4年9月に催告された形跡がみられ、口座振替で現年度納付していたとする陳述とは符合しないものの、元年4月の保険料からは、申立期間⑤を除いて完納し、このうち、2年2月からの2か月の保険料を同年6月25日に過年度納付している。この点を踏まえ、当時の申立人の納付意欲の高さを鑑みれば、この納付勧奨を見過ごすとは考え難く、申立期間⑤についても過年度納付がなされていたと考えるのが自然である。

一方、申立人は、申立期間②及び④については、市の納付書によって定期的に金融機関で現年度納付し、同時期に免除された申立期間①も、市の納付書によって追納していたと申し立てている。

そこで、居住するA市の当時の納付書発行方式についてみると、A市では、昭和59年4月の保険料からそれまでの3か月基準月方式から1か月方式に変更したとしている。この場合、申立期間②の納付書枚数は、3か月基準月方式で4枚と1か月方式で12枚、申立期間④では、1か月方式で36枚となり、金融機関で納付した場合、その控えがA市に送付されることとなるが、これだけの枚数の控えを見過ごす事務的過誤が継続するとは考え難い。

次に、免除された申立期間①については、特殊台帳の記録では、追納申出し、納付された形跡はみられず、同じく昭和59年の電算化以降の記録でも追納申出された形跡はみられないほか、追納の場合、社会保険事務所発行の納付書を入手する必要があるが、申立人は、市の納付書で納付していたと陳述している。

さらに、氏名の別読みによる検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号の存在は確認されなかったほか、申立期間①、②及び④の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月、平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月及び同年 9 月  
② 平成 7 年 1 月

私は昭和 40 年 11 月に結婚をした後、41 年 8 月に妻が A 市役所に行き国民年金に加入し、平成 14 年 7 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料を支払っている。

また、申立期間の保険料は近くにある銀行の口座から引き落されていた。もし、預金不足で振替不能になりそうな時は、銀行の職員から電話があり、その日の午後 3 時までには妻が入金しており、市役所から督促を受けたことは無い。なお、申立期間②については、平成 7 年 \* 月に災害があり、B 業をしていた私の店も被害を被ったものの、その時は経済的にも苦しくなかったため、必ず口座振替がされていたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 41 年 8 月以降厚生年金保険に加入する平成 14 年 6 月まで、申立期間の合わせて 3 か月を除き国民年金保険料の未納は無く、保険料納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料は、自宅近くにあった銀行の預金口座から自動振替により納付していたと陳述しているところ、特に申立期間②については、独立して B 業を営んでいた時期に当たり、商取引の決済用である当座預金口座を保険料納付にも利用していたことが、A 市の被保険者名簿の振替口座番号から確認できる。

申立人は、国民年金保険料が振替不能になる時は、必ず銀行から電話があり、妻が銀行が閉まる午後 3 時までには近くの支店に行き、入金していた旨陳述しているところ、口座を開設していた銀行が「特に商売をされている顧客

の預金口座の残高不足には注意しており、振替不能になりそうな時は、銀行が閉まる午後3時までに、入金に来てもらうよう電話連絡していた。」と説明していることと符合する。

これらのことから、申立期間②については、仮に、商取引用に利用していた当座預金口座に残高不足が生じたとしても、申立人がそれを放置していたとは考え難く、行政側に何らかの事務的過誤が生じ、未納となった可能性が否定できない。

一方、申立期間①については、A市の国民年金被保険者名簿をみても、申立人の国民年金保険料は未納となっている上、当該名簿には「振替不能 53.9.30」の押印も確認できる。

また、この当時の国民年金保険料の口座振替については、当座預金ではなく普通預金の口座を利用していることが、A市の被保険者名簿の振替口座番号から確認できることから、銀行が預金残高不足に関して、当座預金と同様の取扱いをしていたか疑問である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料の納付をめぐる事情を汲み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社（現在は、B社。）における申立人の厚生年金被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年2月16日）及び資格取得日（昭和40年6月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月16日から同年6月1日まで  
昭和39年3月19日にA社に入社し、以後1日の空白も無く平成15年9月20日まで勤務した。

社会保険庁の記録では、昭和40年2月16日から同年6月1日までの期間が厚生年金保険未加入となっている。未加入となっている期間は、C部で事務の仕事をしていた。場所的異動を伴う転勤も無く、まして退職等もしていない。給与も毎月受け取っていた。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録、同社健康保険組合から提出された健康保険加入証明書及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間中も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から、「健康保険組合の組合員資格が、途切れる事無く継続していることからみても、給与の支払いは当然あった。この間についても、厚生年金保険料は継続して控除されていたものと考えられる。」との陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年2月16日の資格喪失



時、及び同年6月1日の資格取得時の標準報酬月額記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録については、平成元年4月から同年9月までは28万円に、同年10月から2年9月までは30万円に、同年10月から3年9月までは28万円に、同年10月から4年12月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から5年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成元年4月から4年12月までの標準報酬月額(社会保険庁の記録によれば9万8,000円)が、実際の給料の額と比べて低すぎる。実際の標準報酬月額は、平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは28万円、同年10月から4年12月までは30万円である。

申立期間当時の源泉徴収票及び平成4年5月分の給与明細書が残っているので、標準報酬月額を実際の給与額に応じた金額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成元年から4年までの給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間において、おおむね申立ての標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていたことが認められることに加え(月別の給与支給額及び賞与額が不明のため、雇用保険料額、健康保険の賞与に係る特別保険料額等は算定から除外。)、平成4年5月分の給与明細書によれば、同月の給与から控除された健康保険料及び厚生年金保険料は、申立ての標準報酬月額(30万円)に基づく保険料と一致することが確認できる。

また、社会保険庁の記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは28万円、同年10月から4年12月までは30万円と記録していたところ、5年4月7日付けで元

年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。かかる処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっていることが確認できる同僚9人のうち、8人の標準報酬月額が平成5年4月7日付けで元年4月にさかのぼって9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

加えて、管轄社会保険事務所が保管する不納欠損決議書によると、A社は事業不振のため、昭和61年12月以降、申立期間中の平成3年3月から5年2月までの期間を含め、3回（合計69か月）にわたり、保険料等を納付できず、徴収権の時効により不納欠損処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が算定基礎届を4年分もさかのぼって提出することは通常考え難く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成元年4月から同年9月までは28万円、同年10月から2年9月までは30万円、同年10月から3年9月までは28万円、同年10月から4年12月までは30万円と訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年6月3日まで

A社に昭和24年4月1日に入社し、61年2月23日まで正社員として継続勤務していた。

A社入社後、D支店(E市)に配属され、その後、昭和27年8月28日付けの辞令によりC支店(F市)に転勤したが、同支店における同年9月1日から28年6月3日までの厚生年金保険加入記録が無い。

申立期間もA社に在職していたことは間違い無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、人事記録の「支店歴役職歴」から、申立人は、昭和27年8月28日にA社D支店から同社C支店に異動し、33年11月15日まで在籍していたことが確認できる。

さらに、申立人と同期入社と同僚から、「私は、昭和27年10月にG支店に転勤となり同市内の寮に移ったが、申立人は、私より1か月から2か月ぐらい前から寮に入っていた。」との陳述が得られた。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 28 年 6 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和42年7月10日に訂正し、同じくB社D支社の資格取得日に係る記録を43年9月1日に、資格喪失日に係る記録を44年2月1日に訂正し、申立期間のうち、42年7月の標準報酬月額を6万円とし、43年9月から44年1月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間のうち、昭和42年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

また、申立期間のうち、43年9月から44年1月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月10日から42年8月1日まで  
② 昭和43年9月1日から44年2月1日まで

私は、昭和31年11月からC社に、また、38年4月14日からはA社に正社員として継続して勤務し、平成9年6月21日に退職するまで転勤はあったが、途中退職したことは無い。

それなのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間になっていることは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社提出の在籍証明書、従業員名簿、人事記録及び同僚の陳述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和42年7月10日に、同社E部から、同社F部へ異動、43年9月1日に同社G部から同社D支社へ異動、44年2月1日に同社D支社から同社H支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事

務所の記録から、6万円、申立期間②の標準報酬月額については、43年8月及び44年1月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われていないと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年9月から44年1月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 大阪厚生年金 事案 3316

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月16日から同年10月21日まで

昭和39年3月にA社に入社し、平成9年10月22日に退職するまで、継続して同社に勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、昭和39年5月に、同社C本社から同社B支社に転勤した際の申立期間が、厚生年金保険に未加入とされている。申立期間においても、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出のあった、年金加入手続に係る申立確認書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し（昭和39年5月16日に同社C本社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年10月の社会保険事務所の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和39年5月に、申立人がB支社D課に赴任したときに事務連絡ミスがあり、C本社での資格喪失日を同年5月16日と届け出て、B支社での資格取得日を雇用保険転出届と同日の同年10月21日と届け出たことにより5か月の空白期間が生じた。」としていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年5月から同年9月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月25日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和47年2月1日から49年2月末日までB業務従事者として25か月勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険記録では24か月となっている。当時勤務した全期間の給料明細書を持っているので、申立期間も被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における在籍については、事業主、当時の給与担当者及び同僚は、「申立人はA社のC部門でB業務従事者であったと記憶しているが、当時、B業務従事者の確保は難しく、月の途中で退職した場合は業務に支障をきたすことから、昭和49年2月の途中で退職したとは考えられず、月末まで勤務していたと思う。」と陳述している。また、申立人の後任としてB業務従事者となった同僚も、「昭和49年3月1日付けで申立人の業務を引き継いだと思う。」と陳述している。

さらに、申立人は、A社に勤務していた昭和47年2月から49年2月まで(25か月)の給料支払明細書を保有しており、これにより申立期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、「事務的過誤により給与支払日を資格喪失日として、誤って届け出た可能性がある。」と陳述しているほか、D厚生年金基金加入員番号払出簿及び加入員台帳における資格喪失日が昭和49年2月25日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年5月1日から同年8月1日までの厚生年金保険料については、事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B本店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年3月1日から同年3月31日まで  
② 昭和26年5月1日から同年8月1日まで

昭和26年3月にA社に入社し、平成6年3月まで同社で勤務したが、社会保険庁の記録では、申立期間①については昭和26年3月1日から同年3月31日までの同社C支店における厚生年金保険加入記録が無く、また、申立期間②については同年5月1日から同年7月31日までの同社B本店における同加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社が保管する職員経歴台帳の申立人の昭和26年の経歴記事欄には、「4月30日B本店D部」と記載されており、同社C支店で申立人と同期入社したとしている元同僚は、「昭和26年3月に申立人を含め3人が同期入社したが、3人とも入社後すぐからE県で仕事をした。」と陳述している。

加えて、A社人事担当者から、「当社厚生年金保険台帳では、申立人は昭和26年4月1日に資格を取得後、平成6年3月31日に退職するまでの期間において資格の喪失及び再取得の履歴は確認されないことから、その間、当然に給与から社会保険料を控除していたと思われる。」との陳述が得られた。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②もA社に継続して勤務し(昭和26年5月1日に同社C支店から同社B本店に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和26年8月の同社B本店における被保険者資格の取得時の標準報酬月額から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立期間②に係る申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったと認められない。

一方、申立期間①については、A社の在籍証明書及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社人事担当者は、「当社の厚生年金保険台帳では申立人の被保険者資格の取得日は昭和26年4月1日となっており、記録を見る限り保険料を控除したとは考えられない」と陳述している上、新卒で同社C支店に申立人と同時期に入社したとしている元同僚3人の資格取得日は、申立人と同じ昭和26年4月1日であることが社会保険事務所の厚生年金保険被保険者台帳で確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、昭和26年4月1日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行ったものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月29日に訂正し、同年2月の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

また、申立期間②において、A社は、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間②においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年1月26日に訂正し、44年11月及び同年12月の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月29日から同年3月1日まで  
② 昭和44年11月30日から45年1月下旬まで

私は、昭和39年2月にB社に入社し、その後、事業主が同じであったA社に、知らない間に移籍させられたが、45年1月下旬まで継続して同社に勤務し、退職するまで給与から厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、社会保険事務所の厚生年金保険加入記録を確認すると、昭和43年2月29日にB社において資格喪失後、同年3月1日にA社において資格を取得とされていて、加入期間の空白がある上、A社における資格喪失日が44年11月30日とされている。

申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び申立期間当時の経理担当者の陳述から、申立人が当時、B社及びA社に継続して勤務し（昭和43年2月29日にB社からA社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②については、雇用保険の記録、同僚の給与明細書及び申立期間当時の経理担当者の陳述から、申立人がA社に昭和45年1月25日まで勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所で無くなっており、申立期間②においては適用事業所となっていない。しかし、複数の同僚が、同社は45年1月下旬に倒産するまで存続し、当時の従業員数は15人程度であったとしていることから、当時、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、44年10月の社会保険事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①において、事業主が、資格取得日を昭和43年2月29日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月1日と記録することは考え難く、また、申立期間②において、事業主が、44年11月30日付けで適用事業所で無くなった旨の届出を行っていることから、事業主が、社会保険事務所に記録されているとおりの資格の取得及び喪失の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和30年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和27年3月1日にA社に入社し、43年8月5日に退職するまで継続して同社に勤務した。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社C支店から同社B支店に転勤した時期である、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和30年3月21日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年2月及び同年4月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、同年4月の標準報酬月額を5万6,000円とするとともに、同年12月1日の資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年11月まで  
② 昭和50年3月

大学を卒業後の昭和47年2月にA社に入社したが、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の加入時期が同年12月となっており、申立期間①の加入記録が無い。また、同社を退職した昭和50年3月の申立期間②における厚生年金保険の加入記録も無い。

申立期間①及び②の給与明細書を所持しているので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持する給与明細書により、当該期間のうち、昭和47年5月及び同年12月の給与からは厚生年金保険料が控除されていることが確認できるが、厚生年金保険料率の改定時に係る給与明細書の記載内容からみて、A社では、当該月の厚生年金保険料を、その翌月の給与から控除していたと判断されることから、47年4月及び同年11月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間②については、申立人が所持する昭和50年3月の給与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できるものの、当該保険料は、上記保険料の控除方法からみて、同年2月に係る保険料であると認められることから、同年3月の厚生年金保険料は、給与から控除されていたと認められない。



なお、雇用保険の記録によると、申立人は、昭和 50 年 3 月 20 日付けで A 社を離職していることが確認できるほか、事業主が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が同年 3 月 21 日付けで被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、事業主は、社会保険事務所に記録されているとおりの資格の喪失に係る手続を行ったことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、それぞれ 5 万 6,000 円及び 6 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の同社における資格取得日が、昭和 47 年 12 月 1 日と記載されていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月及び同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、両月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月までの期間については、32 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、また、同年 10 月から 6 年 3 月までの期間については、36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ事業主により給与から控除されていたことが認められることから、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月までの標準報酬月額に係る記録を 32 万円に、同年 10 月から 6 年 3 月までの標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を、納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 19 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 62 年 4 月から平成 6 年 3 月まで

申立期間における私の給与額は、35 万円から 40 万円ぐらいであったが、社会保険庁に記録されている当該期間の標準報酬月額は、これよりも低い額となっている。

私の同僚も標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていたが、その後、記録の訂正が認められているので、私の標準報酬月額についても訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人と同様に取締役であった同僚の給与明細書、源泉徴収簿及び当該同僚の陳述から、昭和 62 年 4 月から平成 4 年 9 月までについては、標準報酬月額 32 万円に相当する厚生年金保険料を、同年 10 月から 6 年 3 月までについては、標準報酬月額 36 万円に相当する厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人は、申立期間当時、A 社において取締役であったが、経理や社会保険の事務を担当する取締役ではなく、B 業務担当の取締役であったことから、社会保険庁で管理している厚生年金保険記録の標準報酬月額と、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とが相違していることについては、申立期間当時は承知していなかったものと認められる。また、当

該同僚も、経理や社会保険の事務を担当する取締役ではなく、B業務担当の取締役であった。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、控除されていたと認められる保険料に見合う標準報酬月額と、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和27年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から28年1月5日まで

昭和25年4月から36年4月21日まで、A社に継続して勤務しており、途中退社したことは無い。しかし、社会保険庁の記録では、27年10月1日から28年1月5日までの期間が厚生年金保険の未加入期間になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に継続して勤務していたことは、元同僚の陳述により確認できる。また、同社から提出された「重役職員報酬給料支払明細表」によると、申立人の申立期間に係る給与から健康保険・厚生年金保険の保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間の厚生年金保険料については、同一事業所内の転勤（昭和27年10月1日に同社B支店から同社本社へ異動）であることから、引き続き給与から控除されていたものと認められる。

そして、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年8月の随時改定により、改定後の保険料を控除されるべきであるところ、何らかの事情により実際には随時改定前の標準報酬月額で計算した保険料を控除されていたことが「重役職員報酬給料支払明細表」により確認できることから、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から同年11月1日まで

私は、昭和40年4月1日にA社に入社し、平成13年2月16日に退職するまで、同社に継続勤務していた。しかし、昭和46年10月に同社B支店に転勤しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では、同年11月に同支店で資格を取得したことになっており、申立期間1か月が厚生年金保険の未加入期間とされている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和46年10月1日にA社から同社B支店に転勤し、申立期間において同支店に継続して勤務していたことは、雇用保険の記録、同社提出の社会保険関係台帳及び申立人が所持する同社発行の辞令書により確認できる。

また、申立期間の厚生年金保険料については、同一事業所内の転勤であることから、引き続き給与から控除されていたものと認められる。

そして、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和50年11月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月20日から同年12月21日まで

昭和40年4月1日にA社に入社以来、途中で退社したことはないが、社会保険庁の記録では、50年11月21日付けでC社D支社からA社B支店に転勤しているにもかかわらず、同年12月に同支店で資格を取得したことになっており、申立期間1か月が厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和50年11月20日にC社D支社からA社B支店に転勤し、申立期間において継続してA社B支店に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同社提出の社内経歴により確認できる。

また、申立期間の厚生年金保険料については、同一事業所内の転勤であることから、引き続き給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月の社会保険事務所の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料を給与から控除し社会保険事務所に納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立でどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月4日

平成15年7月1日にA社からB社に移籍したが、同年7月4日に支給された賞与の記録が漏れている。同社はこのことについて、保険料の控除及び当該届けの提出漏れを認めているので、記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保有していた賞与支払明細票から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細票の控除保険料から52万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する平成15年7月4日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格喪失日を昭和41年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月29日から41年1月1日まで

私は、学校卒業後、B社に就職し、定年退職するまで一時退職や休職をしたことは一切無く、厚生年金保険料も控除されていたはずなのに未加入期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間中もA社において継続して勤務していたことは、同社から提出された申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から確認できる。

また、同社提出の従業員名簿によると、申立人が昭和41年1月1日付けで同社C支社から同社D支社に異動発令されていることが確認できる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年11月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が、昭和40年12月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、同年12月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和38年3月17日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39年5月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の取得及び喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年3月から同年9月までの標準報酬月額については9,000円、同年10月から39年4月までの標準報酬月額については1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月ごろから39年5月ごろまで

私は、A社で昭和38年4月ごろから39年5月ごろまでB業務に従事していた。

しかし、社会保険庁に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録は無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により確認できる同僚の証言から、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことが確認できる。

また、同社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の旧姓と漢字一字違いであるものの、名が申立人と同一であり、生年月日も同一の厚生年金保険被保険者記録が存在していることが確認できる。

さらに、当該厚生年金保険被保険者記録は、未統合の被保険者記録（以下「未統合記録」という。）であることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる上、その資格取得日は昭和38年3月17日、資格喪失日は39年5月26日であり、申立人の主張する申立期間とおおむね符合する。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和38年3月17日に資格を取得、39年5月26日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記の未統合記録から、昭和38年3月から同年9月までは9,000円、同年10月から39年4月までは1万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月21日から43年1月4日まで

社会保険庁の記録によれば、B社からA社へ異動した昭和42年12月21日から43年1月4日までの記録が無い。42年間、同じ系列の会社で勤務し、給料を1か月も欠かさず受け取り、社会保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の後継会社であるC社及び親会社であるD社は、「申立人は、申立期間において継続してA社に在職していた。」と回答している。

また、C社の管理責任者は、「申立期間当時、各社間の異動で社員の年金記録が欠落することは考えられず、何らかの事務上の過誤があったものと思われる。」と陳述しており、同社で社長を務めた同僚は、「C社に統合される前の各社は、100パーセントD社の子会社で、同社の指揮の下に経営され、各社間の社員異動も同社が指揮していた。給料の締め日や支払日も各社で統一されており、異動の前後で給料の額が変わることも無かった。」と陳述している。

さらに、A社の同僚は、「申立人のことは覚えている。昭和42年12月に申立人がE県から赴任してきた。」と陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和47年12月21日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年1月の社会保険庁の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は何らかの事務上の過誤があったものと考えられるとしており、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同一日で、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したと考えることから、事業主が昭和43年1月4日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る42年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から51年3月まで

私は、昭和48年9月に離婚し、離婚後は国民年金保険料を納付していなかったため、A市に住んでいる父に相談したところ、そんな事をしていると歳をとった時に困るので、きちんと支払っていくよう強く言われた。

そこで、父がA市で何かの事務をして書類を送ってもらい、私がC店を開業した昭和51年4月ごろに、未納であった上記期間の保険料をB区役所で一括納付したのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月ごろに、未納であった申立期間の国民年金保険料を区役所で一括納付したと申し立てている。

そこで、社会保険庁の特殊台帳をみると、申立期間直後の昭和51年4月から52年3月までの保険料を過年度により納付していることが確認できることから、その納付日は、同年5月以降であると推定できる。その時期において、申立期間のうち、少なくとも49年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、過去の未納保険料を一括納付したのは一度だけであったと陳述し、その納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、この時申立人が納付したのは、特殊台帳により確認できる上記の過年度納付の期間であったものとみるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

年金の問題が大きく報道されるようになってから、社会保険事務所の年金記録の記録照会をしたところ、申立期間が未納であることが分かった。私たち夫婦が真面目に年金保険料を納めていたことは、記録をみてもらえば分かる。平成元年当時に国民年金保険料納付のために、貯金からお金を引き出した記録も残っているので、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する貯金通帳において、申立人が国民年金関連の出金であると通帳に記載している出金記録は、昭和62年4月24日、平成元年7月28日、2年7月31日及び3年4月19日の4回であるが、このうち、昭和62年の出金については、申立期間以前のものであり、申立期間の国民年金保険料に充てたとは考え難い。

また、平成元年の出金については、元年7月28日の過年度納付（昭和62年5月から63年3月までの保険料を一括納付）における申立人夫婦二人分の保険料額に、2年の出金については、昭和63年度の申立人夫婦二人分の過年度納付保険料額に、それぞれ符合する。

さらに、平成3年の出金については、符合する納付記録は見当たらないが、前述のとおり、申立人は、申立期間直前の23か月について、保険料を過年度納付していたことが推認され、申立期間に続く平成元年9月から2年3月までの期間の保険料についても、社会保険庁の記録において過年度納付したとされている（未納とされている平成元年11月を除く）ことから、申立期間の保険料についても過年度納付をしたと考えられるところ、申立人は、申立期間当時の保険料について過年度納付をした覚えは無いとしており、申立期間当時の記

憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を現年度納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年8月まで

年金の問題が大きく報道されるようになってから、社会保険事務所の年金記録の記録照会をしたところ、申立期間が未納であることが分かった。私たち夫婦が真面目に年金保険料を納めていたことは、記録をみてもらえば分かる。平成元年当時に国民年金保険料納付のために、貯金からお金を引き出した記録も残っているので、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する貯金通帳において、申立人が国民年金関連の出金であると通帳に記載している出金記録は、昭和62年4月24日、平成元年7月28日、2年7月31日及び3年4月19日の4回であるが、このうち、昭和62年の出金については、申立期間以前のものであり、申立期間の国民年金保険料に充てたとは考え難い。

また、平成元年の出金については、元年7月28日の過年度納付（昭和62年5月から63年3月までの保険料を一括納付）における申立人夫婦二人分の保険料額に、2年の出金については、昭和63年度の申立人夫婦二人分の過年度納付保険料額に、それぞれ符合する。

さらに、平成3年の出金については、符合する納付記録は見当たらないが、前述のとおり、申立人は、申立期間直前の23か月について、保険料を過年度納付していたことが推認され、申立期間に続く平成元年9月から2年3月までの期間の保険料についても、社会保険庁の記録において過年度納付したとされている（未納とされている平成元年11月を除く）ことから、申立期間の保険料についても過年度納付をしたと考えられるところ、申立人は、申立期間当時の保険料について過年度納付をした覚えは無いとしており、申立期間当時の記

憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を現年度納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から42年3月まで

国民年金の加入手続については、私の妻が昭和38年10月ごろに行った。保険料については、申立期間当時はB区で住民登録していたが、仕事の関係でC区役所で納付していた。いつも夫婦二人分の保険料を妻が納付してくれていたにもかかわらず未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月ごろに、申立人の妻が区役所で夫婦二人分の国民年金加入手続をしたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿をみると、昭和41年度の適用特別対策事業により、A市B区において夫婦連番により払い出されていることが確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を、現年度納付していたと申し立てているが、当該払出時点においては、申立期間のうち、少なくとも昭和38年10月から40年3月までの期間の保険料については、現年度納付することはできない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読みによる検索や、年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる事情等は見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたと申し立てているが、保険料納付を担っていた申立人の妻についても申立期間に係る保険料は未納とされており、申立期間について納付を行った事情等を汲み取ろうとしても、新たな事情等は見いだすことができない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年3月まで

私は、19歳の時から病気ですと伏せていたので、父は、私が20歳になった時に国民年金加入手続をして保険料をきちんと納付してくれていたと聞いています。その時、交付された国民年金手帳を現在も持っています。

申立期間の保険料を納付してくれていた父は、平成17年に亡くなりましたが、とてもまじめな人だったので、加入手続をして保険料を支払っていないということはありません。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に申立人の父親が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区で昭和51年4月12日に払い出されていることが確認でき、この払出時点において、申立期間のうち、50年3月以前の保険料は制度上納付することができない期間を含む過年度保険料となるほか、昭和50年度分の保険料を現年度納付するには一括納付する必要があるが、その納付をうかがわせる陳述や事情等は見当たらなかった。

また、申立期間の保険料納付を可能とする別の国民年金手帳記号番号について、昭和45年6月から51年3月までの間の手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、現在所持している手帳は、昭和45年6月に父親が国民年金に加入手続を行った際に交付されたものであるとしているが、その年金手

帳は、昭和 49 年度以降に発行された年金手帳であり、申立内容と符合しない。

加えて、申立人の保険料納付を担っていたとする申立人の父親は既に他界し、また、申立人自身は保険料納付に直接関与しておらず、納付状況等が不明であるほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から45年3月まで

私が20歳になった時、A区役所の女性集金人に国民年金の加入を強く勧められ、将来のために必要であると感じたため、住み込みで働いていた姉の経営する店で加入手続を行った。

その後、3か月に一度、店に来た女性集金人に、1か月当たり150円程度の保険料を納付し年金手帳に印紙を貼ってもらっていた。

店に住み込みで働いていた期間は滞ること無く、保険料を納付していたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に国民年金の加入手続を行い、当時住み込みで働いていた姉の経営する店に来ていた集金人に、3か月ごとに保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人と一緒に納付していたと推定される申立人の姉の納付記録をみると、申立期間に係る保険料は申立人と同様に未納となっている。

また、申立人の姉の所持する国民年金手帳をみると、申立期間に当たる昭和40年4月から41年3月までの期間に検認印は認められず、印紙検認台紙も切り離されていないことが確認できる。さらに、申立人の姉の被保険者名簿をみると、「40不在」と記載されており、申立人の姉は40年当時は不在被保険者として扱われていたことが確認でき、不在扱いのため集金人が来店せず、その結果、姉の店に住み込んでいた申立人の保険料徴収もできなかったことが推定できる。

このことについて、申立人の姉は、女性集金人がしばらく来なくなった期間があったが、保険料の納付について区役所に問い合わせたことは無かったと陳

述しており、何らかの事情により昭和40年4月ごろから女性集金人が保険料の徴収に来なくなった結果、保険料納付ができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、昭和45年6月にB区役所において、婚姻及び転居の手続を行った際、国民年金手帳の再交付を受けているが、その際にも未納期間の保険料について過年度納付した記憶は無いと陳述している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、また、申立人から申立期間の保険料納付をめぐる具体的な供述は得られず、保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年9月までの期間及び52年9月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から同年9月まで  
② 昭和52年9月から56年3月まで

私は、昭和50年3月にA社を退職後、国民年金に加入し、B社に入社する同年9月まで国民年金保険料を納付した。自分で加入手続及び保険料の納付を行ったと思うが、社会保険庁の記録では保険料が未納とされている。(申立期間①)

また、B社を退職後も、再び国民年金に加入した。この時は妻が加入手続及び保険料納付を行っていたので、詳しいことは分からないが、社会保険庁の記録では保険料が未納とされている。(申立期間②)

両申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年1月に払出されており、この払出時点において、申立期間①及び②のうち、一部の期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができず、別読み氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の確認を行ったが、申立人にほかの手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及びC市の国民年金被保険者台帳から、国民年金手帳記号番号の払出時の資格取得日が、昭和52年10月1日であったことが確認でき、申立期間①及び②の一部である同年9月については、申立人は、手帳記号番号払出時において国民年金に未加入であった。

さらに、申立期間②について、申立人は、昭和53年から56年までの確定申告書控えを所持しており、当該確定申告書控えに記載されている国民年金保険



料額は夫婦二人分の保険料の合計額であるとしているが、54 年を除いては申告額が妻の納付済期間に係る保険料額と整合しており、54 年については申告額が妻の納付済期間に係る保険料額よりも少額である。

加えて、申立期間②について、申立人は、申立人の妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、当該加入手続及び保険料納付に関する記憶はあいまいである。

このほか、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から52年3月まで

私は昭和43年10月に結婚し、そのころに義理の兄が国民年金の加入手続をしてくれ、ずっと保険料を納付していたと聞いていた。

保険料額や納付日等、何も覚えていないが、兄と一緒に納付していた元夫の分の保険料は納付済みとなっているので、未納とされている記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元夫と結婚した昭和43年10月ごろに、元夫の兄がA市で国民年金の加入手続を行い、同年10月から52年3月までの国民年金保険料も元夫の兄が納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期をみると、昭和52年5月31日にB市で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と符合しない。また、払出時点において申立期間のうち、43年10月から49年12月までの期間の保険料は、制度上納付することができず、50年1月から52年3月までの期間の保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納保険料をまとめて納付した記憶は無く、申立期間の保険料を納付していたとする元夫の兄からも、同様の話を聞いたことが無いと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月に、B市で元夫に係る付加保険の加入手続を行ったことを記憶しており、申立人の納付記録をみると、同年4月から保険料納付が開始されていることが確認できることから、同年4月に申立人が初めて国民年金に加入したと考えるのが自然である。

加えて、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について、手帳記

号番号払出簿の縦覧点検及び旧姓を含む氏名別読検索を実施したが、申立人の記録は見当たらず、このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年3月まで

私は、20歳になった昭和43年ごろに、当時の住所地だったA市B区で国民年金の加入手続をした。加入手続については私の母がしてくれ、当時家に来ていた集金人に私の保険料を納付してくれていた。

昭和48年ごろ、母から「これからは自分で保険料を支払うように」と言われ、以後は私が自身の保険料を納付するようになり、ずっと納付していた。

しかし、納付記録をみると申立期間の保険料が未納とされていた。保険料は、母が家に来ていた集金人に納付していたはずなのに、納付済みとされておらず納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年ごろに国民年金に加入し、48年ごろまでは申立人の母が、以後は自身が保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日を見ると、昭和49年4月10日に払い出されていることが確認できるが、払出日からすると申立期間のうち、43年3月から46年12月までの期間の保険料は、時効の到来により制度上納付することができず、47年1月から48年3月までの期間については過年度保険料となるため集金人に納付することができない。

また、申立人は国民年金への加入時期について、20歳の時にその母が手続をしてくれたかと思うとしているが、その母から加入時期について直接聞いたことは無いとしている。

さらに、申立人は申立期間の保険料について、その母が納付していたと陳述しており、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、また、母は既に他界しているため、当時の保険料の納付をめぐる事情等は不明である。

加えて、別の手帳記号番号が払い出された可能性について、氏名の別読検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から61年3月までの期間及び同年7月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から61年3月まで  
② 昭和61年7月から62年3月まで

私は、会社を退職した後、自営業だったので、56年1月ごろ、A市に住んでいる時に国民年金に加入した。A市とB市の間を転居していた時期なのではっきりした記憶は残っていないが、当時、国民年金は強制的なものと思っていたので、未納があればそのまま放っておくようなことは無く、申立期間の保険料を納付していた。

また、保険料納付について、加入後は納付書で保険料を納めており、昭和59年又は60年ごろからは口座振替で保険料を納めていた。納付が少し遅れることはあっても1年から2年も遅れることは無く、自営業なので保険料領収証書は確定申告の際に添付し残っていないが、納めたことは間違いないので記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後の昭和56年1月ごろにA市役所で国民年金に加入し、同年1月からの保険料を現年度納付し、59年又は60年ごろからは口座振替により納付していると申し立てているところ、申立人の納付記録をみると、61年4月から同年6月までの期間及び62年4月以降の国民年金保険料は現年度納付であることが確認できるものの、申立期間①及び②の期間は未納の記録となっている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期をみると、申立人の同記号番号の前後の国民年金被保険者記録から、昭和61年2月に払い出されたものと推認できるほか、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄は、

59年11月以降に住民登録していた住所地から記載されていることが確認できる。この同記号番号の払出時点において、少なくとも申立期間①のうち、56年1月から58年12月までの期間の保険料は制度上納付することができず、申立人が陳述する国民年金の加入時期とは符合しない。

また、申立期間①のうち、昭和59年1月から60年3月までの期間の保険料は過年度納付、同年4月から61年3月までの期間の保険料は現年度納付となるが、申立人は申立期間の保険料を過年度納付した記憶は無く、保険料を一括納付した記憶も無いと陳述している。

次に、申立期間②について、申立人は昭和59年又は60年ごろから口座振替により保険料を納付していたと陳述しているが、社会保険庁の納付日の記録から63年4月に口座振替が開始されたものと推認できるほか、申立期間②の直前の61年5月の保険料を同年6月30日に、同年6月の保険料を62年3月12日に納付していることが確認でき、毎月の保険料を継続的に納付していたものとは認められない。

さらに、社会保険庁の記録をみると、昭和63年10月7日に申立人に国庫金納付書が発行されていることが確認でき、62年4月から63年10月までの期間の保険料は納期限内に収納されていることを踏まえると、この時点の納付書発行は申立期間②にかかる催告であったものと考えられる。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したがその<sup>こんせき</sup>痕跡は無く、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から46年3月まで

私の国民年金は、会社員なら厚生年金保険があるが、家は自営業なので国民年金に加入するよう母が勧めてくれた。母が、私の加入手続や加入後の保険料を納付してくれていたの、詳しいことは分からないが、当時、年金手帳を見せてもらったことや、家に集金人が来ていたことを覚えている。

また、一度目の結婚の時に母から年金手帳は今後妻に預けるということを聞いていたので、結婚後は妻が保険料を納めてくれていたと思う。最初の手帳は離婚したころに無くなったので、離婚した妻が間違えて持って行ったのかもしれない、その妻も既に他界しており確認できないが、保険料は納めているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続をした上、昭和39年5月からの保険料は母親が、結婚後の保険料を申立人の元妻が集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和46年11月12日に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿より確認でき、払出時点において、申立期間のうち、39年5月から43年12月までの間の保険料は制度上納付することができないほか、44年1月から46年3月までの間の保険料は市の集金人に納付することのできない過年度保険料となり、申立人が申立期間の保険料について、申立人の家族が集金人に納付していたとの申立内容に符合しない。

また、申立人は、過去の未納保険料をまとめ払いした記憶は無く、保険料を納付したとする申立人の母親及び元妻からも、申立期間の保険料をまとめ払い



したことを聞いた記憶が無いと陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、氏名検索を行ったほか、居住地を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿の昭和39年5月から46年3月までの内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間当時の保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたとは認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

昭和46年9月に退職後、母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。加入後の保険料は女性の集金人に納付していたが、その人が母に私の年金で抜けている期間があるので、納めておいた方がいいと言っていたのを覚えている。母はきっちりとした性格なので納付してくれたと思う。未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年9月に会社を退職後国民年金に加入し、その後、集金人に勧められて、退職後の未納期間の保険料をさかのぼって納付したと申し立てている。

そこで、A市の被保険者台帳をみると、申立人は昭和47年5月に国民年金の加入手続を行っており、加入時点において申立期間の保険料を過年度納付することは可能である。しかし、申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者台帳及び社会保険庁の特殊台帳のいずれもが、申立人の国民年金被保険者の資格取得日を、申立人が20歳に到達した日としていることが確認でき、申立人の厚生年金保険の資格喪失日(加入履歴)を把握していなかったことが分かる。その把握していなかった状況の中、市の集金人が、資格取得日の訂正が行われていない状態で、申立期間の過年度保険料を納付勧奨することは考え難い。

また、申立人は、申立人自身が保険料を納付するようになったのは、結婚後の昭和53年4月にB市で氏名変更などの手続を行った以降であり、それ以前の手続及び保険料納付については、故人である申立人の母が行っていたと陳述している。このため、申立人は申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、当時の納付状況などを明らかにする陳述を得ることができなかったほか、申立

期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

さらに、別の国民年金手帳記号番号により納付された可能性について、別の読み方による氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、その形跡は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から55年3月まで

私は、昭和55年に、今ならさかのぼって保険料が納付できるという内容の封書がどこからか届いたので、A市役所に行き、自分で国民年金の加入手続をした。何月のことだったかは分からない。封書はA4大で、横書き、縦長及び印刷されたもので、金額だけ手書きであったと思う。

国民年金保険料については、加入手続をした日に、私が、夫の母が現金で貯めておいたお金を借りて、8万円から10万円をA市役所の年金担当窓口で特例納付した。この額は封書に書かれていた金額である。いつからいつまでの保険料かについては、封書に書かれていたとは思いが分からない。

領収書は無く、保険料を一括納付したことを示すような資料も所持していないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付制度実施期間中の昭和55年に、特例納付を勧奨する封書が届いたのをきっかけに、A市役所の年金担当窓口で国民年金の加入手続をし、同日、同場所で、強制加入期間の未納保険料を、8万円から10万円を特例納付したと申し立てしているところ、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年5月9日に払い出されていることが確認でき、この時期は、第三回特例納付制度の実施時期であった。

しかし、特例納付の保険料（過年度保険料を含む）は国庫金となるため、A市役所の年金担当窓口及び庁舎内の金融機関では国庫金の収納はできず、申立人が申立期間の保険料を、市役所の窓口で加入手続と同時に納付したとの申立内容に符合しない。

また、特例納付制度は、無年金者となるおそれのある満35歳以上の者を対

象に、保険料の時効が完成した期間にかかる保険料を、特例的に納付できる制度であることを踏まえると、申立人の年齢は当時満 35 歳に満たなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付するには、特例納付と時効完成前の保険料を過年度納付する必要があるが、いずれの記録も未納となっている。

さらに、申立人が納付したとする保険料額と、申立期間の保険料を納付する場合に実際に必要な保険料額とは、相当の開きがある。

加えて、申立人は特例納付した金額については記憶しているものの、いつからいつまでの期間の保険料を特例納付したか、記憶が定かでないほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏づける関連資料は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から59年9月まで

私の国民年金は、私が会社を辞め個人で仕事をしていた時、毎月、国民年金の加入催促があったので、昭和53年ごろに母が私の国民年金の加入手続をした。保険料は、加入の時に母が未払い分であった期間をまとめて支払い、その後の保険料は、私が生活費として両親に渡していたお金の中から、母が毎月支払っていたので、申立期間の保険料が未納扱いとされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和53年ごろ申立人の母親が申立人の国民年金加入手続を行った上、それまでの未納期間の保険料をまとめて支払い、加入後の保険料は毎月支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年9月21日に払い出されていることが、同記号番号払出簿から確認できる。この場合、申立期間のうち、53年1月から57年6月までの間の保険料は時効の成立により、制度上、納付できない期間であるほか、申立人が会社を辞めた53年ごろ国民年金に加入し、申立期間のうち、加入後の保険料を母親が毎月納付していたとの陳述には符合しない。

また、申立人の保険料収納記録をみると、申立期間の後の、昭和59年10月から60年3月までの間の保険料は過年度納付であること、同年4月から61年3月までの間の保険料は申請免除となっていることなどから、当時何らかの事情により保険料納付が滞っていたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和57年7月から59年9月までの間の保険料を

時効成立前に納付するには、過年度納付の手続が必要であるが、申立人は保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、この間の事情を聞くことはできなかった。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、類似した氏名を含む氏名検索を行ったほか、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の同記号番号払出簿の昭和53年1月から59年9月までの内容を確認したが、その存在をうかがわせる形跡は無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年12月までの期間のうち、納付済みの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年12月まで

私は、A市B区において住み込みで働いていた20歳のころ、B区役所で国民年金の加入手続きを行ったと思う。国民年金保険料は、働いていた店の経営者家族や兄弟子と一緒に集金人に納付していた。

時期ははっきりしないが、母から電話で私の国民年金保険料を実家のC県でも母が支払っていると聞き、その半年後ぐらいに、母がA市の私のところへ来た際に、C県で加入して保険料を納付していた私の国民年金手帳を受け取った。その後、母から受け取った年金手帳を持ってB区役所で手続きをしたかどうか覚えていないが、私と母で重複して支払った保険料の還付は受けていない。

申立期間に私と母で重複納付した保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、申立人がA市で、申立人の母がC県で、それぞれ納付していたのに、重複して納付した保険料の還付を受けていないと申し立てている。

申立人の国民年金記録をみると、昭和35年12月にC県において、申立人の母と連番で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されており、また、36年4月から43年12月までの保険料が、D市で納付されていることが申立人所持の国民年金手帳により確認でき、申立期間の保険料を母がC県で納付していたとする申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人に対しては、上述の手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、昭和37年10月にA市で払い出され、44年5月に手帳記号番号重複により取り消されていることが、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿に



記録されており、当該期間においては、申立人に対して、C県とA市で重複して手帳記号番号が払い出されていたことが確認できる。

しかし、戸籍の附票によると、申立人がC県からA市に住所変更を行ったのは昭和37年10月であり、申立人は、それ以前にA市において国民年金に加入することはできず、申立人自身、保険料は集金人に納付しており、さかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、同年9月以前の保険料をA市で納付したとは考え難い。

また、社会保険事務所が保管する還付整理簿には、申立人に係る被保険者資格の重複取得による印紙過誤納について、昭和44年5月2日に還付を決定、同年5月19日に還付の支払と記録されている。

これらの事実から、申立人に対して二つの手帳記号番号が払い出された上、保険料が重複して納付されていたことが、昭和44年5月ごろに判明して手帳記号番号が統合され、併せて、重複して納付された保険料が還付されたものと考えられるところ、還付整理簿の記載に不自然な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、納付済みの保険料については還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年3月まで

私は、A市で自営業をし、元妻が保険料を納付してくれていた。納付していた保険料額や詳細は全く覚えていないが、必ず元妻が私の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないと思うので、1年間も未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人及び元妻の特殊台帳を見ると、申立期間については、元妻も未納とされている。

また、申立期間の保険料について、昭和50年3月から同年12月まで及び51年1月から同年3月までについて、昭和51年度に併せて3回の未納催告を受けている記録は確認できるものの、保険料納付をうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人の納付記録をみると、申立期間を含め、併せて7つの期間で、合計33か月の期間が未納とされていることから、申立期間の国民年金保険料のみが納付されていたとは考え難い。

このほか、申立人は申立期間における保険料納付に直接関与していないため、具体的な納付方法について確認することができないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月、55年2月から同年7月までの期間、57年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月  
② 昭和55年2月から同年7月まで  
③ 昭和57年3月及び同年4月

私は、昭和40年3月に会社を退職した後、すぐ個人事業を開業し、同時に国民年金に加入して、同年3月から保険料を支払ってきたので、同年3月の保険料が未払いとされているのは納得できない。

また、昭和55年2月に会社を退職した時、社会保険事務所に相談に行くと、老齢厚生年金受給資格を得るためには、払込期間が19か月足りないのので、第4種で厚生年金保険を任意継続し、資格を得た後で国民年金に切り替えるように指示を受け、指示通りに納付してきたので未納期間があるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金資格記録をみると、昭和40年4月1日付けで初めて資格を取得（強制）し、厚生年金保険加入に伴い49年6月1日に資格を喪失、その後は、57年5月6日付けで任意で再取得し、59年2月1日に資格を喪失していることが、申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録において確認できる。この場合、申立期間はすべて未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

なお、申立期間①に係る資格取得日は、正しく手続がなされた場合、昭和40年3月21日付け強制加入とされるべきであったものの、行政側が同年4月1日付け強制加入として認識している限りにおいては、未加入期間となるこの期間について納付勧奨はなされなかったと考えるのが自然である。

次に、申立期間②についてみると、この期間までの申立人の厚生年金保険加入期間は221か月であり、老齢厚生年金を受給するためには19か月加入期間が不足していた。この点は、申立人がこの期間直後の19か月について第4種被保険者となり、厚生年金保険に任意加入して受給権を確保している点を踏まえると、申立人が陳述する社会保険事務所の指導どおりに、手続はなされたものと推定でき、敢えて、この期間に係る国民年金加入手続を行う必要はなかった。

さらに、申立期間③についてみると、申立人は、この期間直前の昭和57年3月1日付けで第4種被保険者資格を喪失している。国民年金への任意加入の場合、さかのぼって加入ができないため、申立人がこの期間の保険料を納付するためには、喪失後直ちに加入手続を行う必要があった。一方、この手続は、約2か月経過後の同年5月6日になされていることが、申立人が所持する国民年金手帳、市の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録から確認できる。

加えて、すべての申立期間につき、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別の氏名読みによる検索を行ったが、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 2647

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から52年3月まで

私は、昭和46年8月で会社を退職したので、市役所で国民年金への加入手続きを行い、同年9月から口座振替で保険料を納めてきた。また、51年10月からは、妻と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきた。記録上は、46年9月から未納とされているが、未納がある場合には年金を満額支給されないと分かっている自分が、それについて何の補填処置もしていないというのは考えられない。

また、同じ家業に就いていた兄は保険料を完納しているのに、自分だけ申立期間が未納されているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月に会社を退職後、A市役所で国民年金に加入し、同年9月以降、口座振替で保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、結婚後のB市において、昭和52年12月16日に妻と一緒に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間のうち、50年9月以前については、時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、46年8月に会社を退職後、A市で加入したとする申立人の陳述とは符合しない。

また、この点については、申立期間当時のA市で加入手続きがなされた場合に存在すべき、申立人に係る同市の被保険者名簿が不存在である状況と整合している。

さらに、A市における保険料収納方法は、昭和36年4月の制度発足以降、49年3月までの間は印紙検認方式によりなされており、申立期間のうち、46

年9月から49年3月までの保険料について、口座振替により納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人の妻の納付記録をみると、申立人と同日に払い出された国民年金手帳記号番号により、申立人と同じ昭和52年4月から保険料を納付していることが確認でき、51年10月から申立人の妻と一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする申立人の陳述と符合しない。

そのほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において、同記号番号払出簿の縦覧調査を行ったほか、別の氏名読みによる検索を行ったが、その形跡は確認されなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年9月まで

私は、昭和43年9月ごろから国民年金に加入して、会社に勤めるまでは保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。当時の保険料金額は覚えていないが、国民年金の加入手続は母と一緒に市役所に行って行い、保険料の納付は、母が毎月納付書に現金を添えて市の窓口で納めていたように思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろに加入手続を行い、以降の保険料については、申立人の母親が納付書を毎月市役所の窓口で持参し、納めていたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の資格の記録をみると、直前の厚生年金保険の資格喪失日である昭和51年4月11日付け強制加入として、初めて資格を取得していることが、市の被保険者名簿及び社会保険庁双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入手続時期をみると、昭和51年6月になされていることが、市の被保険者名簿から確認できる。この場合、手続時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、43年9月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みによる氏名検索を行うとともに、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかった。

加えて、申立人本人は、保険料納付に直接関与しておらず、納付をめぐる記憶が定かでないほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に夫婦二人で加入し、私が厚生年金保険に加入するまで保険料を継続して納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できない。加入当初は国民年金手帳の交付を受けておらず、38年に手帳をもらうまでは、集金人に当初保険料一人1か月100円を毎月支払い、小さな紙切れをもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和36年4月から夫と共に夫婦二人で国民年金に加入し、自身が厚生年金保険被保険者となる40年10月までの間、夫婦二人分の保険料を継続して納めていたと申し立てている。

そこで、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄を見ると、申立期間直後の昭和38年度以降については、現年度納付を示す検認印が確認できるものの、申立期間である36年度及び37年度分には検認印が認められない。

また、夫婦二人分を一緒に納付したとする申立人の夫の納付記録をみると、申立期間の保険料は、昭和47年6月に特例納付により納付していることが市の被保険者名簿から確認できる。この場合、当初は未納であったこととなり、この間の保険料を毎月夫婦一緒に夫婦二人分を現年度納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行うとともに、申立期間当時の居住地を所管する社会保険事務所において、同払出簿の縦覧調査を行ったが、その存在をうかがわせる痕跡は認められなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで  
私は、昭和36年にA市へ住所を移した後、国民年金に加入して集金人に継続して納めていた。申立期間の未納扱いとされていることには納得できない。当初保険料月額100円を3か月ぐらいつ納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろに加入手続を行い、その後は、継続的に集金人に納めていたので、申立期間の未納扱いとされていることに納得できないと申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期についてみると、昭和49年2月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが、同払出簿の記録から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、36年4月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立人の納付記録をみると、申立期間直後の48か月分の保険料について、加入直後の昭和49年2月及び同年3月の2度に分け、特例納付及び過年度納付の組み合わせにより納付していることが申立人所持の領収証書から確認できる。さらに、申立人は、この一括納付を行った上、以降60歳に達するまでの間納付を継続すれば、受給権を確保できる状況であった。

加えて、特例納付が無年金者の救済措置として設けられた制度である点を踏まえると、申立人は、受給権確保の観点からなされた行政側による特例納付を前提とした加入勧奨を受け、これら過年度納付を行ったと考えるのが相当である。

このほか、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行うとともに、管轄社会保険事務所において、昭和35年12月から49年2月までの間について、同払出簿の縦覧調査を行ったが、

その存在をうかがわせる痕跡<sup>こんせき</sup>は認められず、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで

私は、平成2年11月当時は学生であったが、母親が区役所で加入手続きを行った。最初は、区役所の職員から「今は申込用紙が無いので、学生が強制加入となる平成3年4月以降に来てください。」と言われたが、それでは将来、年金を満額受給できないので、2年11月から加入したいと伝え、届出書を仮受付してもらった。その際、母親は申立期間5か月の保険料として、4万2,000円を支払い、数百円の割引を受け、硬貨のお釣りを受け取ったはずであり、未納扱いとされていることに納得できない。

また、納付した時に手書きの領収証をもらった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の資格の記録をみると、平成3年4月1日付けで初めて資格を取得していることが、申立人が所持する年金手帳及び社会保険庁の電算双方の記録において確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、この点については、制度改正に伴い、平成3年4月1日から学生が強制加入となったこと、申立人の前後の国民年金手帳記号番号払出者の資格取得日が、いずれも申立人と同一日となっている状況を踏まえると、申立人の加入手続きは、制度改正に伴い、学生が強制加入となったことを端緒になされたものと考えるのが自然である。

さらに、保険料を納付したとする申立人の母親は、申立期間5か月の保険料4万2,000円をまとめ払いする際、数百円の割引を受けたと陳述しているが、制度上、5か月のまとめ払いに対する保険料の割引制度は存在せず、母親の陳述とは符合しない。また、硬貨のお釣りを受け取ったとする陳述は実態と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在をうかがわせる事情は確認されず、

申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から50年12月まで  
私が20歳のころと思うが、母が私の国民年金の加入手続きを行い、それ以来、毎月自宅に来る集金人に母が私の国民年金保険料を支払い、結婚後は、妻が支払ってくれていた。ある時、集金人から未納があると言われ、毎月納めてきたのに、おかしいと思いながらも、2年3か月の保険料をまとめて支払ったのに、未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ、母親が申立人の国民年金の加入手続きを行ってくれたと申し立てしているところ、申立人の加入手続きは、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和53年9月上旬に行われたものと推定できる。この時点において、申立期間の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人の所持する2枚の過年度保険料の領収証書を見ると、いずれも加入手続きが行われたとみられる時期の昭和53年9月25日付けで、その時点で、制度上、納付が可能であった51年1月から53年3月までの2年3か月分の保険料をさかのぼって過年度納付していることが確認でき、社会保険庁の特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、母親及び妻が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から53年3月まで

私は、昭和49年3月に結婚後、夫の母が国民年金に加入してくれたので、私が毎月、夫婦二人分の保険料を集金人に支払っていた。当時、保険料は一人月額数百円ぐらいで、年金手帳の半分ぐらいの大きさの厚紙に約1年分の領収印欄があり、そこに領収印を押してもらっていた。

未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年3月に結婚後、夫の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと申し立てているところ、申立人の加入手続は、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年1月中旬に行われたものと推定できる。この時点において、申立期間のうち、50年12月以前の保険料は、制度上、納付することができないものと考えられる。

また、申立人の所持する領収証書を見ると、加入手続後の昭和54年4月16日付けで、同年1月から同年6月までの保険料を現年度納付し、同年10月23日付けで、申立期間直後である53年4月から、上記現年度保険料の納付期間直前である同年12月までの9か月の保険料を過年度納付していることが確認でき、社会保険庁の特殊台帳の記録とも一致している。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を集金人に現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、その存在を確認することができなかったほか、結婚後、一緒に夫婦二人分の保険料を納付してきたとする夫は、昭和53年9月25日に申立期間のうち、51年1月から53年3月までの保険料をさかのぼって過年度納付していることから、申立期間当時は、夫も申立期間が未納であったことが分かる。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を集金人に納付した際、年金手帳の半分ぐらいの大きさの厚紙に約1年分の領収印欄があり、そこに集金人が領収印

を押していたと申し立てているところ、その当時、A市では、集金人による納付書納付方式であったことから、実態と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から52年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から52年3月まで

私は、結婚後の昭和43年1月にA区で国民年金に加入した。妻が妊娠していた45年ごろに集金人から付加年金制度の説明を受けたが、二人共に加入すると金額が大きくなるので、その時は、私一人だけ付加年金に加入し、数年後に妻も付加年金に加入したと記憶している。

昭和52年3月に家を購入しB区に転居してからは、B区役所で保険料を納付してきたが、私はA区から継続して付加保険料を納付していると記憶しており、決してB区に来てから付加年金に加入したものではない。

上記期間が付加年金未加入とされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、集金人に勧められて、申立人のみ付加年金に加入したと申し立てている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳をみると、昭和45年度の印紙検認記録欄にA区の検認印が認められるが、付加年金制度が発足した昭和45年10月以降に付加年金の表示が確認できない上、47年1月以降の印紙検認記録欄の随所に、3か月分の保険料額とみられる数字が記載されているが、いずれも付加保険料を含まない当時の定額保険料の金額と一致している。したがって、申立期間のうち、C市が年金手帳による印紙検認方式を採用していた48年3月以前の期間について、申立人は、付加保険料を納付していなかったものと考えられる。

また、国民年金手帳の資格取得欄には、申立人が昭和52年4月15日に付加年金に加入したことを示す「附52.4.15」の記載が確認でき、社会保険庁の特殊台帳に記載された付加年金の加入日及び納付記録による付加年金保険料の納付開始時期とも一致している。

さらに、申立人は、昭和52年3月にA区からB区に転居したと申し立てて

いるが、国民年金手帳の住所欄をみると、54年1月31日にB区に住所変更した旨の記載が確認され、その時期は申立人に係る戸籍の附票ともほぼ一致していることから、申立人が付加年金の加入手続を行ったのは、その加入日からみて、転居前のA区であったものと考えられ、A区から引き続き付加保険料を納付しているとする申立人の記憶は、この点において矛盾しない。

加えて、申立人が申立期間に係る付加保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年12月まで

私は、昭和49年6月3日に妻と一緒にA区役所へ行き、婚姻届の提出と同時に、夫婦二人で国民年金に加入し、私は黄土色、妻は肌色の年金手帳を受け取った。その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに区役所から送られてくる納付書で納付してきた。

昭和53年1月末又は同年2月ごろ、妻が銀行で口座振替依頼書に、52年12月の保険料の納付済領収証書に記載された年金手帳記号番号と氏名を記入し、夫婦二人分の口座振替を行った。53年4月に新しい手帳記号番号でオレンジ色の年金手帳が届き、同年4月24日から新しい手帳記号番号による口座振替が始まった。その後、納付書が送付されていないことから、49年6月に加入以来納付してきた保険料は、口座振替したことにより新しい記号番号の国民年金に引き継がれたものと理解していた。古い年金手帳は、転居の際に処分して無い。

上記期間が、未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月3日に夫婦二人で国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替に切り替えるまで、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに区役所から送られてくる納付書で納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和53年4月19日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は、53年2月下旬に国民年金の加入手続を行ったものと推定できる。この時点において、申立期間のうち、52年3月以前の保険料は、制度上、納付できない期間を含む過年度保険料となり、区役所の納付書で納付することができなかったものと考えられるほか、現年度保険料である同年4月から同年12月までの期間を納付するためには、加入手続を行ったとみられる53年2月以降において、

保険料をさかのぼってまとめ払いしなければならないが、申立人夫婦は、その記憶は無いと陳述している。

また、特殊台帳をみると、夫婦共に昭和 52 年度の欄に、社会保険事務所が 53 年度に未納期間に対する催告を行ったことを示す「53 催」のゴム印が認められる上、夫婦二人分を一緒に納付してきたとする申立人の妻も、申立期間は、記録上、未納となっている。

さらに、申立人は、口座振替手続を行った後に、新しい手帳記号番号の年金手帳が届いたとしているが、手帳記号番号による被保険者管理は社会保険事務所が行い、現年度保険料である口座振替は、当時は市区町村が行っていたことから、口座振替手続により、手帳記号番号が変更され、年金手帳が再交付されることは、通常考えられない。また、申立人の妻は、当該手続の際、口座振替依頼書に記入したのは昭和 52 年 12 月の保険料の領収証書に記載されていた年金手帳記号番号であると申し立てているが、申立てどおりとすれば、古い年金手帳の記号番号により口座振替が行われるものと考えられるが、53 年 4 月から新しい手帳記号番号により口座振替が始まったとしており、その申立内容に不合理な点がうかがえる。

加えて、申立人の妻が、申立てどおり、申立期間の保険料を古い年金手帳の記号番号により、納付書で現年度納付を行うためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索をおこなったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年12月まで

私は、昭和49年6月3日に夫と一緒に区役所へ行き、婚姻届の提出と同時に、夫婦二人で国民年金に加入し、私は肌色、夫は黄土色の年金手帳を受け取った。その後は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに区役所から送られてくる納付書で納付してきた。

昭和53年1月末又は同年2月ごろ、私が銀行で口座振替依頼書に、52年12月の保険料の納付済領収証書に記載された年金手帳記号番号と氏名を記入し、夫婦二人分の口座振替を行った。53年4月に新しい手帳記号番号でオレンジ色の年金手帳が届き、同年4月24日から新しい手帳記号番号による口座振替が始まった。その後、納付書が送付されていないことから、49年6月に加入以来納付してきた保険料は、口座振替したことにより新しい記号番号の国民年金に引き継がれたものと理解していた。古い年金手帳は、転居の際に処分して無い。

上記期間が、未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年6月3日に夫婦二人で国民年金に加入し、国民年金保険料を口座振替に切り替えるまで、申立人が夫婦二人分の保険料を3か月ごとに区役所から送られてくる納付書で納付してきたと申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和53年4月19日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人夫婦は、同年2月下旬に国民年金の加入手続を行ったものと推定できる。この時点において、申立期間のうち、52年3月以前の保険料は、制度上、納付できない期間を含む過年度保険料となり、区役所の納付書で納付することができなかつたものと考えられるほか、現年度保険料である同年4月から同年12月までの期間を納付するためには、加入手続を行ったとみられる53年2月以降において、保険

料をさかのぼってまとめ払いしなければならないが、申立人夫婦は、その記憶は無いと陳述している。

また、特殊台帳をみると、夫婦共に昭和 52 年度の欄に、社会保険事務所が 53 年度に未納期間に対する催告を行ったことを示す「53 催」のゴム印が認められる上、夫婦二人分を一緒に納付してきたとする申立人の夫も、申立期間は、記録上、未納となっている。

さらに、申立人は、口座振替手続を行った後に、新しい手帳記号番号の年金手帳が届いたとしているが、手帳記号番号による被保険者管理は社会保険事務所が行い、現年度保険料である口座振替は、当時は市区町村が行っていたことから、口座振替手続により、手帳記号番号が変更され、年金手帳が再交付されることは、通常考えられない。また、申立人は、当該手続の際、口座振替依頼書に記入したのは昭和 52 年 12 月の保険料の領収証書に記載されていた年金手帳記号番号であると申し立てているが、申立てどおりとすれば、古い年金手帳の記号番号により口座振替が行われるものと考えられるが、53 年 4 月から新しい手帳記号番号により口座振替が始まったとしており、その申立内容に不合理な点がうかがえる。

加えて、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を古い年金手帳の記号番号により、納付書で現年度納付を行うためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から41年2月まで  
私が20歳になった時に、大学卒業までの2年間の国民年金保険料を納付してあげると、同居していた母親から聞かされたことを鮮明に覚えており、申立期間の保険料が未納とされていることは納付できない。また、私が保有する国民年金手帳は昭和41年6月1日に発行されているが、もう1冊古い手帳があったはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年10月に母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することはできず、38年12月以前の保険料は過年度納付することもできない。

また、当時は、大学在学中の国民年金への加入は強制ではなく、任意とされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿を調査すると、申立人の前後の記号番号において資格を取消しの記録が多数確認できることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、自発的な加入手続によるものではなく、国民年金未加入者を対象とした特別適用対策事業により職権で払い出された可能性が高い。

さらに、申立人は別の国民年金手帳があったと申し立てているが、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらず、また、手帳の再発行の場合には、手帳にその旨のゴム印が押されることになっているが、それも見当たらなかった。

加えて、申立人は、他界した母親から国民年金保険料の納付場所及び納付方法等について具体的に聞かされておらず、保険料納付に係る事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から42年3月まで

私は、会社を退職した昭和37年ごろ、自分で国民年金の加入手続を区役所でしたと思うが、はっきりと覚えていない。

申立期間当時、居住していたA区のアパートに30歳から40歳ぐらいの女性の集金人が毎月来ており、国民年金保険料を納付していたと思う。納付の際に、国民年金手帳に切手のようなものを貼<sup>は</sup>ってもらっていたのを記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年2月12日に払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、37年3月から40年12月までの国民年金保険料は制度上納付することができず、また、41年1月から42年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付金額についての記憶が明確でない上、申立期間当時の保険料は毎月集金人に納付したとしているが、当時のB市における保険料収納は3か月単位であり、陳述と符合しない。

加えて、申立人から国民年金保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年2月に結婚し、同年7月に入籍したが、国民年金制度が始まった時に、義父がA市B区役所で元夫と私の二人分の加入手続をしてくれたと思う。

また、国民年金手帳についても義父が管理しており、申立期間の保険料は義父が、自宅に3か月ごとに来る区役所の男性集金人に、家族の分と一緒に支払ってくれたと思う。保険料を納付すると国民年金手帳に印紙検認印を押してもらったと思う。

以上の事情にもかかわらず、申立期間の保険料について、私の分が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、義父が自身と元夫の国民年金加入手続を一緒にしてくれたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、元夫の国民年金手帳記号番号は昭和36年11月29日に払い出されている一方、申立人の手帳記号番号は、その4年後の40年11月18日に義弟と連番で払い出されており、陳述と符合しない。

また、申立人の手帳記号番号払出時点においては、申立期間のうち、昭和37年12月以前の国民年金保険料は制度上納付することができず、また38年1月から40年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。なお、申立人の義弟の納付記録をみても、申立期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付には直接関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の義父は既に他界しているため、

保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和45年ごろから51年ごろまでは、未納もありながら国民年金保険料を納付していたが、子供が病気がちで生活が苦しくなり、途中から免除してもらった。

昭和54年からパート勤務に出るようになり、少し余裕も出てきたので、55年4月ごろから、A市で、3か月ごとに納付書により国民年金保険料を納付するようになった。納付金額は3か月で1万3,000円ぐらいだったと思う。

昭和62年6月に、現在の住所に変わる前の5年から6年間は保険料を納付していたはずなので、申立期間が申請免除とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後の国民年金保険料の免除申請手続及び保険料納付については、すべて他界した夫が行っていたとしているところ、社会保険事務所の納付記録をみると、夫も申立期間を含む昭和52年4月から平成2年3月までは申請免除期間となっており、申立人の記録と一致している。

また、申立人は、亡夫がすべて手続していたことから、申立期間の国民年金保険料納付書の入手方法や市役所での納付場所、及び申立期間直後の免除の再申請手続に関する記憶は不明確である。

さらに、申立期間は6年間にわたっており、これだけの長期間、行政側が申立人の国民年金保険料納付を見過し、免除期間としたまま放置したとは考え難い。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情を見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から昭和39年5月まで  
昭和37年ごろA市役所の窓口で、母親が私の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料は、自宅に婦人会の役員が集金に来ており、母親が支払っていた。昭和37年から39年のことを調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、昭和37年ごろA市において国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、母親が、自宅に来る婦人会の役員に納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年1月から43年2月ごろまでの間にA市において払い出されており、この手帳記号番号払出時点においては、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付することはできない。

一方、申立人は昭和48年3月26日にB市において、別の国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できるが、これら二つの手帳記号番号以外に、申立期間の保険料納付を可能とする別の手帳記号番号の払出しの可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立人は、集金人はDという女性であったとしているが、A市では、当時、この女性は婦人会の役員ではなく、また、国民健康保険料の集金業務のために雇用されていた人であって、国民年金保険料の集金をするは無かったと説明しており、陳述内容と符合しない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付については、すべて他

界した母がしてくれたとし、直接関与しておらず、申立期間の保険料納付をめぐる事情を汲み取ろうとしても、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から41年3月まで

私は、中学卒業後、住み込みで働いていたが、私の住民票は、事業主の自宅へ移されていなかったのか、20歳当初の時期に、母から私の国民年金保険料を自宅に来た集金人に納付したと聞かされたことを、記憶している。

しかし、住所変更手続には関与していないので、母の自宅から事業主の自宅へ住所変更した時期は分からない。なお、母が私の国民年金への加入手続をしてくれたのかについても分からない。

事業主の自宅に住所変更をした後だと思うが、事業主の妻から国民年金に加入するよう勧められ、事業主の妻が私の国民年金の加入手続を行い、事業主の家族分と併せて店に来た集金人に、私の保険料を納めてくれていた。保険料は給料から天引きされていたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に、当時の勤務先の所在するA区において払い出されており、この手帳記号番号払出時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、A区を管轄するB社会保険事務所及び申立人の母親が居住していたC区を管轄するD社会保険事務所において、手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人は、20歳当初の国民年金保険料納付については申立人の母親が行い、住所変更後のそれについては事業主の妻が行っていたと申し立てており、自身は直接関与しておらず、また、申立人の母親も事業主の妻も共に他界しているため、保険料納付をめぐる事情等を汲み取ろうとしても、新たな周辺



事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 5 日から同年 10 月 1 日まで  
昭和 19 年 1 月から 20 年 8 月まで、A 県 B 市の C 社 B 支社で、E 業務に従事していたが、社会保険庁の記録では、19 年 9 月までの厚生年金保険加入記録が無かった。同年 1 月から同支社で確かに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人は、申立期間において C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 17 年 6 月施行の労働者年金保険法は、19 年 10 月に厚生年金保険法が施行されるまで、F 業務で働く男性のいわゆる筋肉労働者のみを対象としているところ、申立人は当時の学校を卒業後、G 業務従事者として同社に入社し、E 業務に従事しており、同僚の証言によれば、「筋肉労働とまではいえない業務であった。」としていることから、申立人は、申立期間において労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

また、申立人が同期入社として同じ業務に従事した同僚 2 人についても、厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同じ昭和 19 年 10 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法では、同年 6 月 1 日から同年 9 月 30 日まで同法の適用準備期間であることから、申立人は厚生年金保険の被保険者とはなり得ない期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから23年1月ごろまで

A市にあったB社において、昭和22年ごろから23年1月ごろまでD業務に従事していたが、同社における厚生年金保険加入記録が見当たらない。

会社名や所在地、同僚の名前等は、その会社で働いていた者にしかわからないはずである。当時の同僚には厚生年金保険加入記録があるのに、自分に記録が無いことは納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、一定の期間B社に在職していたことは、当時の同僚2人による、「期間ははっきりしないが、申立人を覚えている。」との陳述から認められる。

一方、B社に係る厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社では、昭和19年7月20日以降22年末まで被保険者資格の取得者は認められず、23年1月2日に24人が一括して被保険者資格を取得していることが確認できる（厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、記号番号の払出日は昭和23年5月14日。）。このうち連絡のとれた3人のうち、2人の者は入社時期を22年ごろと陳述していることから、同社では、戦中・戦後の約3年5か月間、厚生年金保険被保険者資格の取得手続きを取っておらず、その間に入社した者については、同年5月になってから、一律に同年1月2日までさかのぼって資格を取得させていたものと考えられる。

申立人は、同僚の陳述から判断して、昭和23年1月2日の厚生年金保険被保険者資格の取得の対象者であったと考えられるが、同1日取得者の被保険者記号番号の払出しが行われた同年5月14日は、申立人がB社を退職した後で

あったことから（昭和 23 年 3 月 16 日、C 学校入校）、申立人については被保険者資格取得の取手が取られなかったと考えるのが相当である。

また、B 社が申立人及び同僚に対し昭和 23 年 1 月 2 日の前から厚生年金保険料を控除していた形跡及び陳述は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月29日から6年1月1日まで

私は、昭和49年9月1日にA社を設立し、代表取締役就任するとともに、厚生年金保険被保険者資格を喪失(平成8年12月31日)するまでの間、継続して保険料を納付していた。

ねんきん特別便によれば、平成3年12月29日から6年1月1日までの間の厚生年金保険加入記録が無い。

会社の預金通帳で、平成5年11月の社会保険料を口座引落としにより納付していることが確認できることから、申立期間について厚生年金保険加入被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿から、申立人が申立期間において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、社会保険庁の記録から、申立人は、申立期間のほぼ全期間に当たる平成3年12月29日から5年12月29日までの間、健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が、保険料納付の証拠として提出している「A社代表取締役」名義の預金通帳に記載された社会保険料の納付額を検証したところ、当該保険料は、①社会保険10万144円、②社会保険11万4,870円、③船員保険13万6,500円の3つに分けて同時に引き落とされていることが認められるが、①については、申立期間当時、A社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる申立人の配偶者の社会保険料相当額と、②については、申立期間当時同社で船員保険に加入していた3人の船員保険厚生年金保険部分相当額と、③については、当該3人の船員保険料相当額(健康保健、雇用保険及び労災保

險部分) とそれぞれ一致し、また、当時、同社においてほかに厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者がいたことは確認できないことから、預金通帳に記載された社会保険料の納付額には、申立人の保険料は含まれていないと認められる。

さらに、申立人は、平成4年1月7日に老齢年金の裁定請求を行っているが、申立期間において厚生年金保険に加入していたのであれば、在職老齢年金として裁定額の全部又は一部について支給停止を受けるべきところ、裁定額全額を受給していることが確認できる。

以上の事情及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険に加入していなかったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 9 日から同年 11 月 1 日まで  
② 昭和 31 年 3 月 15 日から 33 年 5 月 25 日まで

平成 13 年 5 月ごろ、A 社会保険事務所へ年金裁定請求手続に行った際、申立期間について、脱退手当金支給済みであることを知った。

しかし、一緒に働いていた同僚は、「自分で社会保険事務所に行って、脱退手当金裁定請求手続を行った。」と言っているが、私は退職してから社会保険事務所へ行った記憶が無いし、会社が代理で手続をしていないのなら、誰も請求していないはずである。

脱退手当金を受給したこととされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 33 年 5 月 25 日に B 社を退職したが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の、昭和 33 年 8 月 26 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、B 社の厚生年金保険被保険者名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 5 ページ (75 人) に記載された女性のうち、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した 39 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 29 人みられ、その全員が資格喪失後約 5 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者が散見される上、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が

なされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことに加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 10 日から 33 年 10 月 15 日まで  
社会保険庁の記録によれば、A社で勤務した昭和 30 年 2 月 10 日から 33 年 10 月 15 日までの厚生年金保険加入期間について脱退手当金が支給済みとなっている。  
脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

そこで、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄を見ると、申立人の生年月日が昭和 33 年 11 月 6 日付けで訂正されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が同年 12 月 2 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い、訂正処理が行われたと考えるのが自然である。

また、同名簿で申立人が記載されているページを含む前後計 3 ページ (60 人) のうち、申立人と同一時期 (おおむね 2 年以内) に受給要件を満たし資格を喪失した女性 19 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 11 人みられ、うち 6 人が資格喪失後約 6 か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者もみられる上、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年12月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 14 日から 56 年 5 月 24 日まで

申立期間当時、A社B支社に、月額 35 万円プラス歩合給の雇用契約で勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和 55 年 4 月の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額は 9 万 8,000 円、同年 10 月からの標準報酬月額は 26 万円となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支社在職中の給与は、35 万円プラス歩合給で、そこから社会保険料等が控除された額が振り込まれていたと申し立てしているところ、申立期間当時の事業主は、10 万円の固定給と取引が生じる度の歩合給であったと記憶しているとしている。

また、A社B支社における厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額について、申立人の資格の取得の約 1 年後の昭和 56 年 3 月に、同社において資格を取得した者も、申立人と同じ 9 万 8,000 円となっている。

さらに、申立人は、A社B支社では、一人で勤務していたとしており、当時の給与及び社会保険（厚生年金保険、健康保険）の加入状況について、ほかに証言できる社員はおらず、当時の事情等を明らかとすることはできない。

加えて、事業主は、申立期間当時の関係資料を保存していないため、その報酬内訳等当時の状況は不明であり、申立人主張の標準報酬月額を裏付ける関連資料等も無いため、これらの標準報酬月額の当否については明らかにすることができず、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間において、そ

の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 12 月まで  
② 昭和 30 年 4 月から 32 年 12 月まで

申立期間①は、A社で、申立期間②は、B社で勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。しかし、同社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の事業主及び同僚の氏名を記憶しておらず、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

次に、申立期間②については、商業登記簿謄本におけるB社の所在地及び事業内容が申立人の陳述と符合していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が、申立期間当時勤務していたとするB社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、B社の事業主及び同僚の氏名を記憶していたが、その連絡先は不明であり、これらの者から、同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記録が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から平成元年 1 月 17 日まで

昭和 56 年 9 月から A 社に勤務していたが、平成元年ごろにけがをした際、健康保険証が無いことに気付き、そのときに同社に言って作ってもらった。

平成 8 年の退職時に、初めて申立期間が、厚生年金保険の未加入期間とされていることを知った。会社は、入社日から、社員を厚生年金保険に加入させる必要があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 9 月から A 社に勤務していたと申し立てているところ、同社事業主は、「申立期間については、申立人は、当社の社員では無く、当社の外注先で個人事業主であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。平成元年ごろからは、当社社員として雇用した。」と回答している。このことは、申立期間当時の同社社員の、「申立人は、同社と契約している個人事業主で、同社社員では無かったと思う。」との陳述内容と符合する。

また、申立人は、平成元年ごろの負傷を契機に健康保険に加入し、このころから給与からの控除額が、2 万円ないし 3 万円程度増額していたことを記憶している。

さらに、社会保険事務所の記録には、申立人が、申立期間と重なる昭和 58 年 4 月及び 60 年 4 月から 63 年 5 月までの期間の国民年金保険料を、社会保険事務所の納付指導により納付している事蹟が有ることから、申立人は申立期間について、同社における厚生年金保険被保険者資格を取得していないことを認識していたと推認される。

加えて、B健康保険組合及びC厚生年金基金における申立人の資格取得日も、社会保険庁の記録と一致しており、このほか、申立人が、申立期間において、事業主により、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から25年11月30日まで

私は、高校を卒業してすぐ、いとこの紹介でA社B支社に昭和24年5月から25年11月30日まで正社員として勤務し、9時から夕方5時までB業務従事者としての仕事をしていた。しかし、社会保険事務所の記録では、同組合での厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和24年5月から25年11月末まで勤務していたと申し立てているところ、同社において申立期間に厚生年金保険の加入記録のある同僚は「在職期間は特定できないが、A社本社に勤務していた。」旨陳述しており、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、A社に勤務していたことについては、同社は当時の資料が保存されていないため、申立人の勤務の状況、厚生年金保険の加入状況については不明であるとしている。

また、申立人が同僚として名前を挙げた4名のうち、唯一回答が得られた1名は、当時の事情について詳しいことは覚えていないとしているほか、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿から5名を抽出し調査したが、回答が得られた2名の同僚からも申立人と勤務地が異なっていた等の理由から、申立人の勤務期間等について具体的な陳述を得ることはできなかった。

なお、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年7月1日であり、申立期間のうち、同年5月及び同年6月は同社が適用事業所となる前の期間に当たり、この期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿において健康保険整理番号に欠

番は無く、また、同名簿の記録に不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月19日から平成2年5月20日まで  
社会保険事務所の記録では、昭和45年12月19日から平成2年5月20日までのA社での勤務期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額に見合うそれよりも低く記録されている。同年1月から同年5月の給与明細書の支給額は12万円から19万円であるのに、控除されている厚生年金保険料は8万円の等級に対しての額である。昭和61年分源泉徴収票も提出するので、支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が、当時の実際の給与額とは異なっていると申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額、及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、申立人から提出された平成2年1月から同年5月の給料支給明細書によると、平均給与額は16万円を超える額であるが、源泉控除されている厚生年金保険料は標準報酬月額8万円に見合う保険料額であり、社会保険事務所の記録と一致する。

また、申立人提出の昭和61年分源泉徴収票の社会保険料を見ると、同年度の申立人の標準報酬月額6万8,000円により算出した額を下回る4万5,000円として算出した額とおおむね符合しており、その標準報酬月額を超えて保険料を源泉控除されていたとは言えない。

さらに、申立人がA社で資格を取得した昭和45年12月19日から60年10月1日までは、申立人の標準報酬月額が標準報酬月額の下限額を上回っており、この期間以降において、申立人が同僚として名前を挙げた者と比較して、申立人のみの標準報酬月額が低くなっているとは認められないほか、同社に係る被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及<sup>そきゆう</sup>して訂正された形跡は無い。加えて、同社には賃金台帳等の資料も無いため、申立てどおりの控除がなされていたかを確認することができない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月から32年12月30日まで  
② 昭和33年2月から38年8月まで  
③ 昭和43年3月から同年7月1日まで

昭和30年2月から32年12月30日まで、A社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、A社を退職した後、昭和33年2月から38年8月まで、B社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録も無い（申立期間②）。

さらに、昭和43年3月から同年7月1日まで、C社に勤務していたが、この間の厚生年金保険の加入記録も無い（申立期間③）。

いずれの申立期間についても、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和30年2月から32年12月30日まで、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、平成12年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、元事業主及び申立期間当時の経理担当者は既に死亡しているほか、そのほかの元役員についても所在が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある同僚14人のうち、連絡先が判明し聴取を行うことができた3人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の在職に関する陳述は得られなかった。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間の前後を含め

て、健康保険の整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、申立人は、昭和33年2月から38年8月まで、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、社会保険事務所には厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、また、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、事業主及び申立人が同僚であったとしている者の連絡先は不明であり、これらの者から申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間③については、申立人は、昭和43年3月から同年7月1日まで、C社に勤務していたと申し立てている。

しかし、C社は、昭和53年に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、同社の元取締役で元事業主の長男は、「当時の人事記録や賃金台帳などは、すべて廃棄している。また、父は体調を崩して施設に入所しており、給与計算や経理を担当していた母は死亡しているため、当時の会社の状況については不明である。」と陳述している。

また、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録がある同僚で連絡先が判明し聴取することができた5人のうち、2人からは、申立人の氏名は記憶しているとの陳述が得られたが、いずれも申立人の在職時期及び厚生年金保険料の控除の有無については不明であるとしており、申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、いずれの申立期間においても、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 10 日から 42 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 40 年 12 月 10 日から 42 年 4 月 30 日まで、A 社に事務職として住み込みで勤務していた。社長の息子の B 氏や C 氏が勤務していたことを覚えている。

しかし、社会保険事務所には、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主及び複数の同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、元事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況や保険料の控除については、当時の資料も無く、不明であるとしている。

また、連絡がとれた同僚 4 人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得日とを比較すると、事業主の息子を除く 3 人は、自分が入社したとする時期より 1 年から 1 年 10 か月後に資格を取得していることが確認できることから、同社では、入社後、1 年以上経過してから厚生年金保険に加入させていたことが推認できる。

さらに、申立人は、申立期間における雇用保険の被保険者記録も無い。

そして、社会保険事務所の A 社の厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険

者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ごろから 35 年ごろまで

昭和 32 年ごろ、母が賄いで勤務していたA社に正社員として入社し、35年ごろまで勤務した。

同社では1日8時間、月に25日程度勤務しており、仕事の内容はB業務であった。

しかし、社会保険事務所には、A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

昭和 34 年 1 月にA社に入社したとしている元従業員から、自分が入社した時に申立人は既に在籍していたとする陳述が得られたことから、33年12月には申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 34 年 4 月 1 日であることから、申立期間のうち、同日より前の期間は、同事業所は適用事業所となっておらず、また、当時の事業主及び元従業員 2 人は、同事業所が適用事業所となる前の期間に、厚生年金保険料の控除は無かったと陳述している。

また、申立期間のうち、昭和 34 年 4 月 1 日以降の期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人が記憶している同僚 10 人のうち、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある者は 5 人に過ぎず、当該名簿には健康保険の整理番号に欠番が無いほか、同僚の 1 人は、新卒者については厚生年金保険に加入していたが、それ以外の者については加入していない者もいたとしていることから、同社では、必ずしも従業

員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

さらに、A社は、昭和35年12月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっており、当時の事業主は、「当時、私は、厚生年金保険の届出手続には関与しておらず、当該手続を行っていた経理担当者は死亡しているので、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」としているほか、聴取を行った11人の元従業員からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からないとしている。

加えて、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 47 年 5 月まで

私は、昭和 42 年 3 月から 47 年 5 月まで、A 社に勤務し、B 業務の仕事をしていた。社長、工場長及び主任の名前を覚えている。

しかし、社会保険事務所には、A 社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する賃金台帳から、申立人が申立期間のうち、昭和 45 年 9 月から 47 年 5 月までの期間は、同社に在籍したことは確認できるが、45 年 8 月以前の期間については、申立人が同社に在籍したことは確認できず、同僚に照会しても、当該期間に申立人が在籍していたとの陳述は得られなかった。

また、上記の賃金台帳をみると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、昭和 45 年 9 月から 47 年 5 月までの期間において、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している。そして、申立期間当時の給与担当者は、従業員から、厚生年金保険に加入しない旨の申し出があった場合、加入させていなかったと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料の申請免除を受けており、また、申立期間に係る雇用保険の加入記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年4月1日まで

私は、高等小学校を卒業後すぐ、友人二人と共にA社（現在は、B社）C養成所に、昭和17年4月1日から18年3月31日まで入所し、D業務を学びつつ実習をしながら、給与をもらっていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社C養成所に入所していたことは同僚の陳述により推認できる。

しかし、申立期間は労働者年金保険法が適用されていた期間であり、同法において強制適用の対象とされた者は、男子筋肉労働者とされている。同社の人事担当者は、「申立期間当時からの厚生年金保険被保険者台帳を保有しているが、申立人及び申立人と一緒に当該養成所に入所した複数の同僚の名前はどれも見当たらない。これは、同養成所はE業務員を養成する教育施設であることから、入所者は労働者年金保険法の対象外として、保険料控除は行っていなかったためと判断している。」と陳述している。

また、申立人と一緒に同養成所に入所していた同僚は、「入所中は、わずかな給与（手当）は支給されていたものの、当該養成所は技術を学ぶ場所であるため、入所期間中については、厚生年金保険の加入記録が無いのは当然のことと認識している。」と陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 16 日から 43 年 12 月 16 日まで

私は、職安の紹介で昭和 42 年 8 月 16 日から 45 年 3 月 31 日まで A 社に勤務し、事務の仕事をしていた。厚生年金保険の資格取得日が 43 年 12 月 16 日とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の社員名簿及び同僚の陳述により、申立人は同事業所で厚生年金保険の資格を取得する前から勤務していたと認められる。

しかし、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和 43 年 12 月 16 日となっており、申立人及び同僚二人は、適用事業所となった同日付けで資格を取得していることが、社会保険庁のオンライン記録及び被保険者原票から確認できる。

また、昭和 41 年 4 月及び 42 年 4 月から勤務していたとされる同僚二人は、採用時の面接において、同事業所から「厚生年金保険に加入できない。」と説明を受けたと陳述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 37 年 4 月から 41 年 3 月まで、A 高校に通学しながら、午前 8 時 30 分ごろから午後 4 時 30 分ごろまで、B 社に勤務し、C 業務の仕事をしてきた。この期間の厚生年金保険の加入記録が全く無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の B 社における在職については、A 高校の当時の在籍資料及び元事業主の長女の陳述により、期間は特定できないものの推定できる。

しかし、類似名称等による検索を行っても、同社は厚生年金保険の適用事業所として該当する記録は無い上、公共職業安定所の記録において、雇用保険の適用事業所とする記録も確認できない。

また、元事業主の長女は、「申立期間当時の従業員は近所の主婦であり、厚生年金保険には入っていなかったのではないか。」と陳述していることから、申立期間において当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなく、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から同年7月1日まで

私が所持しているA社で交付された厚生年金保険被保険者証では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和29年6月1日となっている。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和29年7月1日となっているので、厚生年金保険被保険者証のとおり、同社での資格取得日を同年6月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職状況については、昭和29年4月に同社に入社したとする同僚の陳述から、申立人が申立期間に同社に在籍していたことは推定できる。

しかし、A社は、昭和29年7月1日に適用事業所となったことが社会保険事務所の適用事業所整理記号簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、同社は、申立期間において厚生年金保険適用事業所とはなっていない。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿で名前が確認できる同僚の一人は、「昭和29年7月1日に資格を取得と記されたA社における厚生年金保険被保険者証を持っている。」と陳述している上、申立人は、「A社から厚生年金保険被保険者証を受け取った時期は覚えておらず、また、申立期間の保険料控除について記憶していることも無い。」と陳述している。

さらに、申立人の申立期間の保険料控除をうかがわず関連資料及び周辺事情は無い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めること

はできない。

なお、申立人の保存する厚生年金保険被保険者証の資格取得日が昭和 29 年 6 月 1 日となっているのは、上記 A 社が適用事業所となったのが同年 7 月 1 日であることから、記載誤りによるものと考えられる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月1日から同年7月5日まで  
② 昭和28年8月31日から29年9月1日まで

私は、A社に昭和28年1月から29年8月末まで勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険の被保険者期間が1か月しかないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在籍について、複数の同僚に照会を行ったが、いずれの同僚も申立人の同社での在籍を覚えていないとしており、申立人の同社での申立期間①当時の在籍を確認することはできない。

また、同僚からは、「入社当初の数か月程度は、見習期間があった。」旨の陳述が得られたことから、当該事業所では、申立期間①当時、入社後数か月程度は厚生年金保険被保険者資格の取得手続きが行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、A社がB社に名称変更した直後に退職したと陳述しているところ、同社の名称変更時期は、社会保険庁の記録により、昭和28年8月17日付けであることが確認できる上、申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日とおおむね符合する。

加えて、管轄社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿において、申立期間①における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認できるとともに、申立期間②における申立人の標準報酬月額に係る定時決定等の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当た

らない上、各種の読み方による氏名検索を行ったものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から同年7月10日まで  
② 昭和27年7月22日から28年4月1日まで

私は、昭和27年4月1日から28年3月31日までA社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社における厚生年金保険加入期間は27年7月10日から同年7月22日までの1か月間だけとされているので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社での申立期間①当時の在籍者のうち、申立人が名前をあげた複数の同僚に照会したが、いずれの同僚も、申立人が同社に在籍していたかどうか覚えていないとしており、申立人の同社での申立期間①当時の在籍を確認することはできなかった。

また、同社における厚生年金保険への加入状況について同僚からは、「同社では採用後1か月から2か月の間の試用期間があった。」「会社から入社3か月後に厚生年金保険に加入させるとの説明を受けていた。」という陳述が得られた上、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、複数の同僚の資格取得日が入社日から数か月経過した後となっていることが確認できる。

したがって、申立人も入社から約3か月経過した昭和27年7月10日に厚生年金保険に加入する手続が行われたものと考えられる。

申立期間②について、資格喪失日が昭和27年7月22日以降にあり、申立期間②当時に同社に在籍していた複数の同僚に照会したが、いずれの同僚も、申立人が同社に在籍していたかどうか覚えていないとしており、申立人の同社での申立期間②当時の在籍を確認することはできなかった。

また、管轄社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 27 年 7 月 22 日以後の申立人の標準報酬月額に係る定時決定等の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月24日から31年2月7日まで

A社を退職後、脱退手当金を請求するために社会保険事務所に行ったところ、厚生年金保険の期間が数か月不足していると言われたので、脱退手当金を請求しなかった。

ところが、同社で勤務した期間に係る脱退手当金が支給済みであると10年前に社会保険事務所から説明された。

私は、同社で勤務した期間に係る脱退手当金は受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職した際、社会保険事務所を訪れたものの、厚生年金保険被保険者期間が不足していることを理由に、脱退手当金請求手続きをすることができなかったため、脱退手当金は受給していないとしている。

そこで、申立人の厚生年金保険被保険者台帳をみると、脱退手当金を支給したことを示す表示が記されているほか、給付記録欄には支給金額、資格期間及び支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和31年6月25日に脱退手当金の支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことのほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、申立期間の脱退手当金を受給していな

いことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は厚生年金保険被保険者期間が不足していたため、脱退手当金を請求できなかったとしているところ、申立人の脱退手当金支給額の算定となった被保険者期間は同社における35か月であり、同社を退職した時点では、脱退手当金の受給要件である被保険者期間2年以上を満たしていることが確認できることから、申立人の陳述とは符合しない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 42 年 12 月 16 日まで  
② 昭和 43 年 1 月 7 日から 44 年 4 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 6 月 25 日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、同表示には年月を示すと思われる「44. 4」との数字が併記されていることが確認できるところ、申立人の脱退手当金が昭和 44 年 6 月 25 日に支給決定されていることを踏まえると、併記された数字は同年 4 月を意味すると考えられ、脱退手当金請求に係る事務処理の際に記載されたとするのが相当である。

また、同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後計 10 ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし資格を喪失した 6 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め 4 人みられ、その全員が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることが確認できること

から、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は申立てに係る事業所を退職した約5か月後に同社に再就職しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同一の事業所であるにもかかわらず、申立期間と申立期間後で別の被保険者記号番号となっていることから、脱退手当金を受給したために被保険者記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

加えて、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 2 日から 37 年 2 月 1 日まで  
社会保険庁の記録では、A社に勤務した昭和 30 年 6 月 2 日から 37 年 2 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について、脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、私は脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金について、請求した記憶は無く、受給していないとしている。

社会保険庁の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日の約 2 か月後の昭和 37 年 3 月 30 日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人は申立期間に係る A 社の退職日から約 3 か月後に同社に再就職しているところ、同社に保存されていた厚生年金保険及び健康保険に関する記録が記載された帳簿によれば、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後で別の被保険者記号番号となっていることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金を受給したために、申立期間後の被保険者記号番号が異なっていると考えるのが自然である。

さらに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 4 月から 34 年 4 月まで A 社に勤務したが、社会保険庁の記録では、当該期間の厚生年金保険加入記録が無い。当時、会社の人から厚生年金保険に入るとの説明を受けたことを覚えているので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険庁の記録では、同社は、昭和 35 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていない。

また、同社は、既に社会保険の適用事業所では無くなっており、申立内容を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が記憶していた上司及び同僚 7 人については、同社の厚生年金保険被保険者名簿に名前が無く、これらの者の連絡先を把握して事情を聴取することができない。

加えて、申立人は健康保険証を受けた記憶が無く、厚生年金保険料控除の有無についても明確に覚えていない。

このほか申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。